



宗務 時報

No.124 令和2年3月

文化庁宗務課

宗務時報 No.124

目次

紹介

文化庁の機能強化と京都移転	文化庁 …………… 2
---------------	-------------

論説

文化創造・発信・継承の拠点としての宗教法人の可能性 ——寺院消滅危機と新たな役割への期待のはざままで—— 文化庁 参事官（文化創造担当） 研究官	朝倉 由希 …………… 4
--	---------------

信仰と食——暮らしに息づく文化，再考—— 文化庁 参事官（文化創造担当） 芸術文化調査官	吉野 亨 …………… 14
---	---------------

紹介

持続可能な開発目標（SDGs）の取組について 文部科学省 国際統括官付（日本ユネスコ国内委員会事務局）	…………… 24
--	----------

官民協働で若者の留学を応援する「トビタテ！留学JAPAN」by 文部科学省 文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト 「トビタテ！留学JAPAN」チーム	…………… 28
--	----------

英国アーティストが伊勢で過ごした2週間 ——伊勢市アーティスト・イン・レジデンス—— ブリティッシュ・カウンシル	…………… 31
--	----------

エッセイ

ミャンマーについて僕が知っている二、三の事柄 文部科学省職員（在ミャンマー日本国大使館出向） 堀口 昭仁	…………… 37
---	----------

表彰

令和元年度 文化庁長官表彰	…………… 42
---------------	----------

行政資料

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について （協力依頼）（令和2年2月17日）	…………… 43
--	----------

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）（令和元年6月18日）	… 51
---	------

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）（令和元年10月25日）	56
---	----

宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移	
（1）過去5年宗教法人数の推移（平成26～30年）	61
（2）過去5年宗教法人認証事務処理等件数（平成27～令和元年）	61
2 宗教法人審議会	
（1）宗教法人審議会委員の異動	62
（2）宗教法人審議会の開催状況	63
3 宗教法人向け研修会等の実施状況（令和元年度）	
（1）宗教法人実務研修会	64
（2）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）	67
4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（令和元年度）	
（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）	68
（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）	68
5 宗教法人向け研修会の実施予定（令和2年度）	70
6 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧（令和2年3月31日現在）	72
7 平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧（令和元年12月31日現在）	74

表紙の写真

左上：東京都板橋区御嶽神社の神饌（吉野亨撮影）
右上：富山県黒部市善巧寺の天井画（朝倉由希撮影）
左下：夜のシュエダゴンパゴダ（堀口昭仁撮影）
右下：福井県福井市浄善寺のちまき作りワークショップ（朝倉由希撮影）

詳しくは、本書の内容を御覧ください。

はじめに

文化庁は、令和4年度以降に京都市への移転を予定しています。文化行政の新しい時代を迎えるに当たり、『宗務時報』の誌面を改めました。今回は、文化行政及び周辺に関わる領域の中で、宗教法人の皆様に関わりがある記事を掲載しました。

今号では、冒頭で文化庁の京都移転について紹介します。京都市の文化庁地域文化創生本部に勤務する職員から、自分の専門分野を踏まえて施策に関わる原稿を掲載しました。

続いて、宗教界とも関わる行政の取組を紹介します。文部科学省から持続可能な開発目標（SDGs）、官民協働での若者の留学を支援する「トビタテ！留学 JAPAN」、イギリス政府設立の国際文化交流機関であるブリティッシュ・カウンシルによるアーティスト・イン・レジデンスの取組などです。

令和元年度文化庁長官表彰では、公益財団法人日本宗教連盟の理事として貢献された3名が表彰されました。

文化庁宗務課から、文部科学大臣所轄の宗教法人及び都道府県向けに発出した通知を掲載しています。マイナンバーカードの積極的な取得のお願い、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化、令和元年台風第19号（東日本台風）に伴う宗教法人事務の取扱いに関する内容です。

巻末の宗務報告としては、令和元年度における宗務行政に関する様々な資料や記録を掲載しています。

(文化庁宗務課)

紹介

文化庁の機能強化と京都移転

文化庁

1 組織としての文化庁の機能強化

第 196 回通常国会において「文部科学省設置法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年 10 月 1 日、新たな組織体制を整えた「新・文化庁」がスタートしました。

これまでの文化庁・文化財部の二部制の廃止や文化資源活用課、文化経済・国際課の設置、さらには文化発信力の向上、食文化など生活文化の振興、文化創造や文化政策調査研究の推進に向けた機能も強化するなど、分野別の縦割型から目的に対応した組織編成となり、政策課題への柔軟かつ機動的な取組に対応することとしています。



写真1 移転シミュレーション時における京都の地域文化創生本部にて。画面は東京の文化庁内会議室

2 京都移転の意義

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」等により、文化庁の京都への全面的な移転が決定しています。

平成 29 年 4 月には、先行移転として京都に「地域文化創生本部」を設置し、文化に関する政策調査研究、地域の幅広い文化芸術資源の活用による地方創生、食文化など生活文化の振興、文化財等を生かした広域文化観光など、京都、そして関西の方々とも手を携えながら、新たな政策ニーズ等に対応した取組を進め始めています。

文化財が豊かで、伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、文化財を活用した観光振興や外国人観光客向けの効率的な文化発信、生活文化の振興を図るほか、先進的な取組を全国の地方公共団体に効果的に普及させることにより、地方文化の掘り起こしや磨き上げにつなげ、文化庁の京都移転の効果を京



写真2 移転シミュレーション時における東京の文化庁内会議室にて。左から公益財団法人日本宗教連盟の穴野史生幹事、戸松義晴幹事、佐原透修事務局長

都や関西地域はもちろん、我が国全体の文化行政の更なる強化につなげていくこととしていきます。

本格移転時期については、移転先庁舎の工事の発注状況等を考慮しつつ、検討して参ります。

3 宗務課の京都移転シミュレーション

令和元年10月7日から11日の間、宗務課長以下6名の宗務課員が「地域文化創生本部」内に設けられた執務室にて通常業務を行う京都移転シミュレーションを実施しました。この目的は、実際に京都に移転したことを想定して通常業務を行うことで考えられる課題を検証する実証実験です。

まず、課題としてあげられるのは東京に所在する国会や他の官公庁、関係団体等と京都の文化庁との間でどのように円滑に業務を行っていくのかということになります。今回のシミュレーション期間中、公益財団法人日本宗教連盟の幹事の皆様に、東京の文化庁庁舎内の会議室に参集いただき、京都での宗務課の執務室との間でインターネット回線を利用したテレビ会議システムをつないで打合せを行いました。



写真3 移転シミュレーション時における文化庁内会議室にて。左側画面は京都の地域文化創生本部

文化庁の京都移転について、詳しくは下記を御参照ください。

文化庁の機能強化・京都移転（文化庁ウェブサイト）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kino_kyoka/index.html

論 説

文化創造・発信・継承の拠点としての宗教法人の可能性

——寺院消滅危機と新たな役割への期待のはざままで——

文化庁 参事官（文化創造担当）研究官 朝倉 由希

1 寺院消滅時代

今日、多くの寺院が存続の危機を抱えている。現在のところは成り立っていても、人口減少が進む中で、20年後30年後の存続が危惧される寺院は、都市部、地方を問わず大多数であろう。特に地方は、少子高齢化による自然減と、東京などの大都市への人口流出による社会減が重なり、深刻な過疎化問題をかかえ、地域自体が疲弊している。

地域コミュニティの疲弊と寺院の存続危機は、いうまでもなく不離一体の関係にある。全国にあるおよそ7万7000か寺のうち、「無住寺院」は約2万か寺、既に宗教活動を停止した「不活動寺院」は2000か寺以上にのぼる⁽¹⁾と推計されている。人口減少による檀家数の減少は、寺院の存続に直結する課題であり、経営の厳しい寺院の多くは後継者問題にも直面する。

石井研士（國學院大學）は、都市化、過疎化、高齢化、核家族化といった社会構造の変動に対して、一部の例外的な事例はあるにせよ宗教団体が変化を起こすことは難しく、地域の疲弊と同時に寺や神社は消えていく運命にあると断言する。高度経済成長で都市に人が集まり地方から人が消え、過疎化が進んで既に50年。地方の疲弊が明らかであるのに、地域の寺や神社は大切だから存続させねばならないという考えは成立しない、という主張だ⁽²⁾。

実に悲観的な考えであるが、残念ながら著者の実感としても首肯せざるをえない。ここで筆者自身の立場を明らかにしておきたい。筆者は、文化政策の中でも、芸術文化の多様な価値や意義、地域社会における役割を探求し、研究を続けてきた研究者であるが、現在は平成29年に文化庁の京都移転の準備組織として発足した地域文化創生本部（京都市東山区）で、文化政策の調査研究機能強化を担うべく研究官を務めている。

一方で、寺院関係者でもある。実家は福井県福井市の中山間地域にある真宗高田派の寺院であり、平成24年にUターンした。現在父が住職を務め、養子に入った夫が次期住職の予定で、自身は次期坊主ということになる。とはいえ、仏教や寺院のことに関して、とりたてて専門的な知見があるわけではなく、勉強中の身である。ましてや宗教学や宗務行政分野の専門家でもない。

ただ、自身が今見ている自坊の実情や地域の状況から、地方寺院の今後に対する危機感はある確かな感覚として持っており、一方では様々な挑戦や改革を行おうとする僧侶を数多く見ている。こうした当事者としての立場を半分交えて拙稿を書き進めることを、まずお断りしておきたい。

さて、少ないサンプルではあるが、自坊や近隣の寺院の様子を見聞きして感じるのは、現在寺院と関わりを持ち訪れる人々のほとんどが70歳以上の高齢者ということである。この世代はコミュニティにおける結束が強く、地域で寺院を盛り立てようという意識も強い。

しかし、寺院と地域との関わりは年々希薄化している。核家族化が進み、お寺との関わりが親から子へ継承されない。都市部に若者が流出し、地方には高齢者ばかりが残る。たとえ若者が残っていても、おじいちゃんやおばあちゃんに手を引かれてお寺に参ったり、見様見真似で仏壇に手を合わせたりするような、日常生活における宗教経験の機会が減少している。人口の自然減、社会減に加え、社会構造やライフスタイルの変化による仏教離れは確実に進行しており、人口的過疎と信仰的過疎⁽³⁾の両面に、多くの寺院は直面している。

それでも、今の時代に対して、お寺だからこそ提供できる役割があるという希望は持っていたい。この先数十年の間に、消滅寺院の増加は免れないだろうし、また存続するためには様々な変化に対応せざるを得ないだろうが、やはり全国津々浦々に存在し、その存立する地域コミュニティの歴史とともに歩んできた地方寺院には、何か果たし得る役割があるように思う。

その一つは、地域の文化創造、継承、発信拠点としての役割ではないだろうか。本稿では、そのような地域文化拠点としてのお寺に注目し、地方寺院の事例と近年のお寺イベントや多様な活動の変遷についての分析をもとに、お寺の新たな役割と今後の可能性を考えたい。

2 地方寺院の事例—文化の創造発信、継承、交流の場としての役割に着目して—

(1) 文化の発信地としてのお寺の役割 —富山県善巧寺—

① お寺の音楽会「お寺座^{ライブ}LIVE」

富山県黒部市宇奈月町にある白雪山善巧寺は、室町時代開基の浄土真宗本願寺派の寺院である。歴代住職には、第11代に仏道を学ぶ私塾を開いた僧侶、第19代に京都大学教授を務めたドイツ文学者、第20代に哲学教授として教鞭をとった文学者など、錚々たる顔ぶれが並ぶ。先代の御住職は演劇活動を経て新聞記者となり、その後善巧寺の住職となった人物で、永六輔氏を座長とする落語会（昭和53年～平成14年）や児童劇団「雪ん子劇団」の創設（劇団は平成27年に35年間の活動の幕を下ろした）など、本堂を利用した文化活動を積極的に行った。

現在の御住職は第22代の雪山俊隆氏。40代で筆者とも同世代である。幼い頃から先代住職であるお父様が立ち上げた「雪ん子劇団」に関わり、お寺でイベントが頻繁に行われる環境を当たり前のことと感じながら育った雪山氏だが、仏教学校に入り他のお寺を知る中で、このような活動的なお寺がスタンダードではないと気が付き、お寺の在り方に迷いが生じることもあったという。

しかし、「雪ん子劇団」で一緒に育ってきた若者たちを中心に、落語会に代わる新しい

イベントを立ち上げようという声があがり、雪山氏自身が得意とする音楽ジャンルで新たな企画を始めることになる。それが平成 18 年に始まった「お寺座 LIVE」である。「お寺は文化の発信地」をキーワードに、音楽を軸に読経や法話を取り入れるスタイルの音楽会で、県内外から多くの人が集まり、好評を博す企画となっている。

お寺は元来、法事や葬儀以外にも様々な役割を担ってきた。人が集うことで、文化の創造や発信の拠点となる。一方で、寺院は本来的には仏法を説く場である。人が集う場としてのイベントの開催と、仏法を伝えることの関係について、一時は迷いも持っていたという雪山氏だが、現在は次のように考えているという。

「お寺座 LIVE にせよ報恩講にせよ、どんな行事であっても『仏教の魅力をどう伝えるか』を考える。そこは共通している。ただ、それぞれの行事で楽しむ要素と仏教を伝える要素の割合には差をつける。つまり報恩講にもバザーを入れたり、くじ引きなどの楽しみを入れるし、お寺座 LIVE も音楽を目的に訪れた人々にいかにお寺の魅力を伝えられるかを考え、読経や短い法話を入れたり、僧侶とミュージシャンの対談を入れるなど、趣旨に賛同するアーティストとともに様々な実験を繰り返している」(雪山)。

また、お寺座 LIVE の運営にはスタッフの力が欠かせないが、それは先代が残した児童演劇のつながりが基盤となっている。劇団活動を通じて地域の子供たちがお寺に集まるということが自然であった善巧寺では、その後中学生や社会人になってもお寺に関わりを持ち、花まつりや盆踊りなど行事のスタッフになるという循環が生まれていた。お寺座 LIVE の発案に関しても、そのような仲間たちから上がった。回を重ねるごとに、劇団の OB のみならず、お寺イベントに興味を持つ様々な人が加わっていき、現在お寺座 LIVE の運営を担う「お寺座実行委員会」には、多様なスキルを持つ人々が集まっている。劇団自体は数年前に解散したが、これまでの活動の積み重ねでできた人間関係は残り、お寺を支える力になっているのである。

② 天井画からアーティストの作品展 “OTERA THE EXHIBITION”へ

善巧寺では平成 24 年、親鸞聖人 750 回大遠忌の記念事業の一環で、善巧寺本堂内陣の天井画が新調された。約 60 センチ四方の板絵 248 枚をはめ込む形で、中央には印象的なブルー、その周りに立山連峰が 360 度のパノラマで描かれ、周辺に富山の花々が配置されている。仏教的世界観と地域風土が融合した、圧巻の作品である。近隣に在住する日本画家・清河恵美氏が約 1 年半をかけて制作した。この天井画は公開されており誰でも見ることができ、天井画に興味を持って訪れた参拝者に対し、説明したり質問に回答したりすることが、そのまま仏教を伝道することにもつながっているという。

さて、天井画を制作した清河氏への恩返しとして平成 28 年に企画されたのが、現代美術展“OTERA THE EXHIBITION 1st”である。清河氏を含む 2 名の富山在住のアーティストが、仏教をテーマにした作品を制作し、善巧寺内の蔵や座敷など和の空間に配置された。また、平成 31 年 4 月には 2 回目となる“OTERA THE EXHIBITION 2nd”が開催され、3 名のアーティストによる作品が展示された。1 回目と合わせ、これまでに 5 名の作家が参加してい

るが、仏教に関するテーマを与えられることでアーティストの創作欲は刺激されるようで、大変楽しんで制作してくれたと雪山氏は語る。

お寺座 LIVE も、OTERA THE EXHIBITION も、アーティストとコンセプトを共有し、お寺でやることの意味を考えて協働する点は共通しているが、美術の場合は計画段階からより密な話し合いができることから、仏教にまつわる様々なモチーフやストーリーを組み込んだ興味深い作品が生み出されているという。

なお、2 回目の展示会は、天井画を見に訪れた参拝者からのお布施を事業費にあてて開催された。アーティストが制作した天井画がお寺に人をひきつけ、そのお布施により展覧会開催につながっていくという循環が、ここに生まれている。

天井画はこれから 100 年、200 年先も人々とお寺をつなぐ存在となり、お寺と地域双方にとっての財産となっていこう。



写真1 善巧寺天井画（筆者撮影，以下同）

③ 講を改良し、門徒以外にも開かれた「ほっこり法座」へ

音楽や美術を通じてお寺に親しむ人を増やすなど、活発な活動を展開する善巧寺であるが、門徒を対象とした昔ながらの行事に関しては存続が厳しい状況にある。毎月 1 日と 16 日の月 2 回を基本としてお講（信仰に根差した寄り合い）を続けてきたが、年々参拝者は減り、5 名ほどになることもあった。お講では地区当番がお齋⁽⁴⁾を作るのを担当するが、「せっかく作っても参拝の人が少なく誰のためにやっているのか分からない」という声も聞かれるようになってきた。

今までのスタイルではやっていけない。そう感じた雪山氏は平成 30 年 5 月、お講をリニューアルして「ほっこり法座」を始めた。門徒以外にも開き、一人でも多くの人に仏教に触れてもらうための多彩な講師陣による法話と、地域の当番が作る「お寺ごはん」がセットになったプログラムである。

令和元年 11 月 16 日、筆者は「ほっこり法座」に参加してきた。法話のテーマは「民藝と他力思想」（講師：大福寺住職太田浩史氏）。凡夫肯定の他力思想と民藝の美しさの関係について、実際に講師が収集した民芸品を並べてお話され、大変興味深い内容であった。法話

の後は参加者が一緒に食事をとった。当番の女性たちが料理した伝統的なお斎が並び、心にも体にも染み入った。当日偶然テーブルが一緒になった、30代～40代とみられる若い参加者は、近年黒部市に移住してきた御夫婦とその友人とのことであった。初めて参加したそうだが、「このような機会がないとなかなかお寺に来ようとは思わないが、今日は来ることができて本当に良かった」と話し、親しみやすい法話と、地域の食材を使った料理に感銘を受けた様子であった。

雪山氏によれば、門徒以外に法座を開いたことで、これまでお寺に来る機会がなかった層からも新たな参加者が増え、毎回盛況ということである。さらには、活気づくことによりこれまで離れていた門徒さんも参加するようになったという。今のところリニューアルには手ごたえを感じているようである。

しかし、お斎の地区当番に関する課題は、参加者が増えたことで解決するものではない。これまで長くお講を支えてきた人たちは80歳～90歳前後となっており、人数が少なくなりお斎を担えない地域も出てきている。その下の代には時代が大きく変化し、核家族が進み共働きが当たり前で、お寺との関わりを重荷に感じる人もいる。生活スタイルは変化し、何でも便利になってきた世の中で、手間のかかることを無理してやることはないという価値観が広がっている。

法座リニューアルで参加者が増えても、料理当番の負担感が残ったままであり、地域の食文化の継承を支えてきたお講料理がこのままのやり方で存続することは難しい状況にある。現在雪山氏は、たとえ当番による料理が継続できなくなっても法座は続けられるように、①若い世代でチームを作る、②参加者持ち寄りにする、③出店者に来てもらう、などのスタイルを模索しているという。



写真2 ほっこり法座



写真3 地区当番が作ったお寺ごはん

(2) 地域に根差す文化の伝承—福井県浄善寺—

もう一つの地方寺院の事例として、僭越ではあるが自坊の取組を簡単に紹介したい。先に紹介した善巧寺とは比較にならない小さな規模の寺院であるが、小さいなりのささやかな試みについて知っていただければと思う。

福井県福井市、室町時代の終わりに開山した真宗高田派浄善寺は、特別史跡—乗谷朝倉氏

遺跡のすぐ近く、静かな山間部に位置する。門徒は約 30 軒で、当然専業では成り立たない規模である。先代住職の祖父は教員、現住職の父は地元民間企業で勤めながら、土日の法要と臨時の葬儀を中心に営んできた。宗教活動に専念しない僧侶の姿に疑問を抱く向きもあるかもしれないが、自坊の場合兼業しなければ寺は続かずとっくの昔につぶれていただろう。寺院の経営基盤となる檀家が減少する地方寺院では、兼業僧侶は珍しくない。

そのようなわけで、寺の次女として生まれた私は、一般サラリーマン家庭と何ら変わらない環境で育ち、田舎にあるいつまで続くか分からない寺院を継がせる必要はないと、跡継ぎを期待されることもなく、むしろ将来は都会に出るようになってきた。既に何十年も前から地方の過疎化とお寺の危機は指摘され、多くの僧侶が将来に不安を抱えてきた状況の中で、子供の代に継がせられないという思いも、多くの地方寺院で共通する珍しくはない悩みである。

かくして一度は都会に出て、自分の道を自由に歩み、アートマネジメントと文化政策の研究にたどり着いたが、諸事情により戻ってこなくてよいといわれていた寺院を継ぐことを決意し、平成 24 年に福井の実家の寺院に U ターンしてきた。養子に入った夫の住職継承はまだ先のことであるが、U ターンした直後から、過疎化が深刻な地域の未来と、そこで果たすべきお寺の役割について考え始めた。

かつてお寺は地域コミュニティの中心として人が集い、様々な情報の伝達や知識・知恵の継承が行われていた。人同士が交流することで、地域独自の文化が生まれて引き継がれてきた。歴史文化の豊かな地域で人々が継承してきた地域文化を掘り起こし、外部に発信し、地域内外の人が交流する結節点としてお寺が機能するのではないか。そのひとつの試みとして、かつて地域住民が農作業の合間の間食として作っていた「ちまき（笹の葉で団子をまいたもの）」の技の記録と伝承のためのワークショップを試みた。

ちまき作りができるのは 90 歳前後のお年寄り 5 名程度しか残っておらず、近年では続けられなくなり、6 年間ほど途絶えていた。お年寄りにちまき作りを教えてほしいと依頼すると、「もう忘れてできない」「こんなことが面白いのか」と最初は戸惑っていたが、いざ作り始めると身体に染み付いた技を思い出し、若い世代へ伝えることに手ごたえを感じた様子で生き生きとした表情が見られた。先生になっていただいたお年寄りの中には残念ながら他界された方もおり、技を教わり話をうかがうにはギリギリのタイミングであった。

ちまき作りとお寺と文化にどのような関係があるのかと思われるかもしれない。実はこのちまき作りワークショップは当初、アサヒ・アート・プロジェクト⁽⁵⁾の支援を受けて実施することができた。その一環で、自坊でワークショップの紹介とディスカッションを行った。その際、長年アサヒビール株式会社のメセナに携わってきた加藤種男氏（当時は企業メセナ協議会専務理事）が話された言葉を紹介しその答えの一端としたい。

「今まで資源とわれていなかったものを地域の宝として掘り起こして発信するということは、従来の考え方ではアートではないが、最近ではアートの意味合いががらっとかわってきて、地域の宝を掘り起こして発信することこそがアートだと考えられるようになっている。もっと地域に根差したことを、アートと言っても良い。ちまき作りが非常に良いなと思った

のは、お年寄りが持っておられる技術、技術ともいえないような、昔から当たり前にやってきた生活、暮らしや生き方を、若い者が教えてもらおうということ。年寄りにとって最大の生きがいは、自分ができること、やってきたことが、そのまま価値ですよ、とってもらえることだから」。

ちまき作りは、笹の青くなる 7 月の季節限定でしかできないが、地域外の方からも習いたいという声が多いため、毎年恒例の行事となっている。地域の核として人々の暮らしの中にあつたお寺が、地域文化を再評価して、これまでお寺に来ていた人と新しくお寺に来る人の間で世代を超えた文化の伝承がなされていく。そのような多様な人が交わる場を提供できればと考えている。



写真4 地区の伝統的なちまき



写真5 ちまき作りワークショップ

3 「お寺イベントの 20 年」から考える一発信型イベントから社会的役割の着目へー

先に紹介した善巧寺住職の雪山俊隆氏は最近、「お寺イベントの 20 年史」をまとめてウェブサイト上で公表された。雪山氏個人と距離の近い企画が中心であり、全国の動向を網羅したものではないが、平成 12 年頃以降お寺が手がけてきたイベントの傾向が概観されている。

それによれば、平成 15 年頃よりお寺フェスの形でエンターテイメント性を高めた企画が増えていき、次に僧侶と参加者との関係性を近づけコミュニケーションを取ることを重視するスタイルが登場。さらには、「学び」をキーワードに、子供や若者、大人の学びの場となる企画が増えていく。また近年では「おてらおやつクラブ」⁽⁶⁾ のような、貧困等の社会問題解決が注目されている。

雪山氏の整理を受けて、遠藤卓也氏（未来の仏教ラボ事務局長）はさらに、「変化」に着目して次のお寺イベントの変化史をまとめている⁽⁷⁾。

1点目は、コンセプトの明確化で、約20年前はお寺でイベントをやること自体が珍しく「お寺でふだんやらないような変わったことをやること」自体がコンセプト化していた状況から、各寺が差別化を図りコンセプトが明確化していく。またコンセプトとして社会貢献、地域貢献の視点を持つお寺イベントが増加してきた。

2点目は、お寺習慣の意識化を挙げる。ハレのイベントだけでなく、お寺の日常に着目し、朝の掃除やお勤めに参加するという入り口を作ることによって、檀信徒でない人々とお寺との関わりが多様化している。

3点目は、関わる（企画する）人々の多様化である。お寺の住職・副住職ではなく、仏教に興味のある人が企画したり、NPOや企業と連携・協働したりして、多様な企画者が関わり様々なコンセプトのもとにお寺に集う取組が登場してきた。また、宗派を越えてお坊さんたちが作り上げるイベントも増加した。

二人の整理・分析は、悉皆的な調査に基づいたものではないが、僧侶や企画者として関わる立場の視点から、実態を相当反映していると感じる。若者の寺離れや寺の危機が叫ばれる一方で、このような新しい動きが活発化している背景には、従来のお寺の在り方ではこの先立ち行かなくなるという危機感からの対応と、現代に果たせるお寺ならではの役割・使命の模索という二つの側面があるのではないだろうか。もちろんその二側面は混在していたりグラデュエーションがあったり、相互に関連するものであったりするだろう。

また、お寺の在り方を様々に模索する僧侶同士がつながりあうネットワークが近年形成されてきたことも大きい。僧侶の松本紹圭氏が立ち上げた「未来の住職塾」は、これからのお寺づくりのためのマネジメントの基礎と宗教指導者としてのリーダーシップについて学ぶ塾であるが、その卒業生及び新たな挑戦に賛同するお寺が超宗派のコミュニティを形成しており、情報交換や、これからのお寺の在り方についての議論のプラットフォームとなっている。

彼岸寺のような、お寺の様々な情報を発信するウェブサイトもできた。もちろん以前から、お寺の様々な挑戦や魅力的な取組はあったが⁽⁸⁾、このような宗派を越えた連携や情報の交流は近年の特徴であり、各僧侶・寺院がお互いに刺激し合ったり、アイデアや情報を共有したりする基盤となっている。また、SNSの発達により、各寺院で情報発信がしやすくなっていることも以前との決定的な違いである。広く一般の人にも、今お寺が面白い、ということが伝わりやすくなっている。善巧寺雪山氏も「お寺座 LIVE を始めた平成18年頃にはまだ珍しがられたが、今ではお寺の様々な活動が随分増え、中には『ライブハウスやホールに行くよりお寺の方が入りやすい』と言ってくる人もいる。それは嬉しい変化」と語る。

また、社会貢献、地域貢献にしても、お寺にとっては何も真新しいことではなく、お寺は伝統的に地域の紐帯としての役割を持ち、僧侶は様々な相談事を受けコミュニティの安心安全を見守る存在であった。ただ、そういったことは可視化されにくかった。おてらおやつクラブのような取組は、それを見えやすい形で仕組みとして社会に提示した一例であるといえよう。そのことは、お寺が持つ社会資本としての役割が再評価されるきっかけにもなっている。

なお、仏教とSDGsの議論も近年盛んであるが、そもそも仏教が持つすべての人を救うという考え方や少欲知足の精神性の中にSDGsとの親和性は見えて取れる。SDGsに絡めよう

が絡めまいが、仏教が現代社会に対し、グローバルな規模で提示すべき価値観を持っているということであり、お寺が果たすべき役割はますます高まっているといえるのではないだろうか。

4 さいごに

冒頭で紹介したように、地方寺院が経営的に今後継続していける見通しは大変厳しい。その中であって、お寺が多様な入り口を用意し、人が集う居場所となり、文化の交流や発信拠点となったり、社会課題解決に貢献したりする例が多く出てきている。もちろん、お寺が頑張れば地域の過疎化が解決する、少子化が止まるということはあるが、もはや人口増は望めない縮小社会の中で、地域で心豊かに安心して暮らせる環境を作るためにお寺が果たせる役割は大きいはずである。人口的過疎を食い止める力はなくとも、信仰的過疎の解決に対し挑戦することは、寺院の努力次第でできる。

本稿では文化拠点としての地方寺院に着目したが、文化といっても狭義と広義があり、音楽や美術に特化してイベントを行うことで外部からも多くの人を集めるお寺もあれば、そのような目に見えるイベントの形ではなくても、地域の人々に寄り添い、地域独自の文化を拾い上げることで、広義の文化を継承する場となるお寺の在り方もある。

全国各地、津々浦々に点在している寺院が、それぞれ地域の文化拠点としての役割を果たすことは、日本全体として多様性が確保されることであり、多様な文化の存在は社会の活力につながる。また、それぞれの地域の課題にお寺として向き合うことも社会全体としての豊かな暮らしの実現に貢献する。各寺院ができるのは限られた範囲のことかもしれないが、それぞれの小さな取組も面になれば大きな力になると信じ、今後の地方寺院の挑戦に期待したい。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、白雪山善巧寺住職雪山俊隆氏にインタビュー調査に応じていただいた。また、日下賢裕氏（仏教情報ウェブサイト「彼岸寺」代表、浄土真宗本願寺派恩栄寺）には、情報提供及び御助言をいただいた。ここに記して感謝の意を表する。

注記

- (1) 鶴飼秀徳『寺院消滅』（日経 BP 社、平成 27 年）、241 頁。
- (2) 「賢人に聞く 2 二五年後に三五%の宗教法人が消える 國學院大學 石井研士氏」（前掲書）、166 頁。
- (3) 櫻井義秀「人口減少社会における心のあり方と宗教の役割」（『宗務時報』第 115 号、文化庁文化政策課、平成 25 年）、1-18 頁。
- (4) お講料理のこと。

- (5) アサヒビール株式会社が全国の市民主体のアートプロジェクトを支援する仕組み。平成 28 年度末で終了。
<https://www.asahigroup-holdings.com/csr/philanthropy/art-cul/artfes.html>
- (6) 一人親家庭にお供え物を提供する，お寺による貧困対策の仕組み。平成 25 年から開始。平成 30 年度グッドデザイン賞大賞受賞。
- (7) 遠藤卓也「『お寺イベントの 20 年史』にみる『お寺という場のつくりかた』」
<https://higan.net/now/2019/09/teratoba/>
- (8) 上田紀行『がんばれ仏教！——お寺ルネサンスの時代』（日本放送出版協会，平成 16 年），高橋卓司『寺よ，変われ』（岩波新書，平成 21 年），池口龍法著・監修『お寺に行こう！——坊主が選んだ「寺」の処方箋』（講談社，平成 26 年）などに様々な寺院の文化的，社会的な取組の挑戦が紹介されている。

参考文献

- 水月昭道『お寺さん崩壊』（新潮社，平成 28 年）
- 善巧寺 <http://www.zengyou.net/> （令和元年 12 月 30 日確認）
- 彼岸寺 <https://higan.net/> （同）
- 未来の住職塾 <https://mirai-j.net> （同）

論 説

信仰と食

——くらしに息づく文化，再考——

文化庁参事官（文化創造担当）芸術文化調査官 吉野 亨

1 はじめに

筆者は、平成 29 年 4 月より文化庁地域文化創生本部に、生活文化を専門とする芸術文化調査官として着任した。平成 29 年 4 月に設置された地域文化創生本部では、生活文化及び国民娯楽（以下、生活文化等と略す）の実態調査や、生活文化等を支えている団体や人に関する情報の収集を通じた施策の検討を行っている。

筆者が専門とする生活文化等については、平成 29 年 6 月に改正された文化芸術基本法において生活文化の振興、国民娯楽の普及が掲げられている。この振興と普及を実施するためには、生活文化等の状況を把握し、斯界が抱える実態に応じた施策の実施が必要となってくるため、調査を進めている。

さて、筆者は現職に就く以前、國學院大學大学院文学研究科において神道学を専攻し、「神饌の研究」にて博士号を取得、博士論文に加筆修正を加え平成 27 年に『特殊神饌についての研究』（武蔵野書院）として出版し、食文化、特に祭りや信仰に関わる食に関する研究を行ってきた経緯がある。本稿では、かつての専門分野であり、現職においても担当をしている食について取り上げ、そこに表れる様々な信仰について触れていくことにする。

2 食と信仰

(1) 「たてはし」と枕飯

昔、食事の作法でこう言われたことはないだろうか？「御飯に箸を立ててはいけません」と。またその理由として「仏式のお葬式でお供えする作法と同じだから縁起が悪い」と言われたことがあるかもしれない。私は両親から箸の作法について、そのように習った記憶がある。とはいうものの、幼い私は「お葬式」のお供えなんて見たこともなく、とかくどんな理由があれ作法を守らないと怒られてしまうわけで、これは美味しく御飯が食べられないぞ、と思って作法を守った覚えがある。

さて、食事の際にマナー違反とされる箸の扱い、いわゆる「嫌い箸」の一つである「立箸」であるが、その無作法を戒める理由が「枕飯」「一膳飯」と同じだから、という点に注目したい。「枕飯」「一膳飯」は、お亡くなりになった方の茶碗に御飯をよそい、その真ん中に箸を 1 本又は 2 本立てた御飯で、葬儀で見られる作法である。確かに、「みっともない」「無

作法」だと言われるよりも、葬儀で供えられる御飯と同じだから止めなさいと言われてしまうと、ふだんの食事で箸を御飯に立てるのは何となく忌避感を覚えてしまう。恐らく、この忌避感というのが、マナーを覚える一つのキッカケになっていたのかもしれない。

この「立箸」の例のように、食事作法と葬儀に関する事柄を結びつけることで、無作法を戒めている例は他にもある。例えば、箸と箸で食べ物を渡す「渡し箸」について、火葬のときに箸を使って渡し合うのと同じだからというふうに戒めている例や、日頃の食事で一膳飯を食べてはいけない葬儀の作法だから、と戒めている例もある⁽¹⁾。食事作法以外でも、葬儀の折の作法や所作を、日常の生活では決してしてはいけないと考え、戒めることがかつては多かったようである。

よく考えてみると、葬儀の作法と同じだから止めなさい、という戒めの背景には葬儀という行事への特別感、死にまつわる行事への忌避感が横たわっているものと考えられる。今時分、「立箸」の戒めとして「枕飯」を引き合いに出すのは珍しいのかもしれない。ただ私達の生活には信仰の有る無しに関わらず、慣習として信仰の在り方が根付いていると思われる。

（２）食べ物の禁忌

慣習としての信仰の在り方だけではなく、特定の信仰に直接由来するような食文化もある。

例えば、京都祇園の八坂神社の氏子は、祇園祭の最中は切り口が神紋に似ているキュウリを食べない、という話は有名である。また静岡の三島大社の氏子はかつて神使であるウナギを食べなかった、という話もある。特に神社では、祭りの期間中に特定の食べ物を食べないという例や、氏子地域において特定の食べ物を食べないという例は全国的にみられる。これらの食べ物は御祭神や神社に由緒のあるもので、氏子地域にいる人や祭りに関連する人々が、特定の食べ物を食することを慎む作法と捉えることができる。

私が体験した例だが、和歌山県新宮市の神倉神社で行われている御燈祭に友人たちと参加させていただいたことがあった。この折、祭りに参加する際には、白い食べ物（白米の御粥、豆腐、白いんげんなど）だけを食べるようにと注意を受け、白い食べ物を探すのに苦労した覚えがある。この場合、祭りの参加者はたとえ氏子地域外の間人であっても精進潔斎が求められ、身を清めることの一環として食べ物を限定することが多い。

他方、寺院では「山門禁葷酒（葷酒、山門に入ることを禁ず）」「不許酒肉五辛入門内（酒肉五辛、山門内に入るを許さず）」という碑を山門に掲げ、僧侶の修行の妨げにならないよう、寺院内に酒とにおいの強い食べものを食べた人間の出入りを禁じてる場合がある。精進料理も、動物や魚の肉類、においの強い食べ物である五辛（ニンニク、ネギ、ニラ、アサツキ、ラッキョウ）など食材として避けており、信仰に深くかかわる所では食文化も強く影響を受けていたことが分かる。

(3) 行事と食べ物

一方、信仰に由来して特定の食べ物を食べないといった場合があるほか、祭りや行事に欠かせない食べ物もある。京都の祭りでは鯖寿司が欠かせないと言われており、私自身も北野天満宮瑞饋祭の調査をしていた折に、よく鯖寿司が祭りの御馳走として振る舞われていたのを見たことがある。このほか、埼玉県秩父市の熊野神社で行われている猪鼻の甘酒まつりでは、一晩かけて作られた甘酒を男たちが掛け合いをし、祭りの参加者や見学者に甘酒が振る舞われ、この甘酒を飲むと病気をしないと例や、埼玉県吉見町にある吉見観音では観音様の御縁日に厄除け団子が出され、この団子を食べるとその1年病気をしないと例や、今でも早朝からこの厄除け団子を求める人が多い。

二つの例のように、氏子や崇敬者、檀家といった特定の地域・住民だけではなく、他所から来て見学ができる行事の場合は、信仰の有無にかかわらず、縁起を求めて祭りや御縁日に出かけ、その日に出される食べ物を頂戴することは現在でも多い。最近では東京の神田明神にある文化交流館「EDOCCO」で「神社声援（ジンジャーエール）」が売り出され SNS で話題になっているが、こういった語呂合わせのあやかりも、縁起が良いこととして多くの人々が求めていることが見て取れ、人の心のありようが少し垣間見える。

食と信仰の関わり方について、私達の身近な所にある例を、とりとめのない形ではあるが取り挙げてみた。よく、日本人は無宗教であると言われることが多いが、祭りに参加したり仏事を営んだり、季節や人生の節目で行事を行ったりと、生活の中で様々な形で宗教や信仰と関わりを持ち続けているように考えられる。そう言った関わりが、実は最も身近な文化である食の様々な面に現れていると思われる。

3 食べ物と供養

私達にとって食が身近な文化である以上に、信仰も生活に溶け込んだものであった、と考えても差し支えはないだろう。様々な信仰は、地域の暮らしの営みと一体となって、人の慣習にも様々な形で影響を及ぼしており、食にもその信仰の在りようが見て取れる。

さて、もう少し信仰と食についての関わりについて、特に「食べること」自体と信仰の繋がりを切り口として、深く考えてみたい。

いまでこそ、農業や漁業など第一次産業に従事する人々が少なく、直接食べ物を得ることに関わることや経験をすることが少なくなったと思われる。かつては、食べ物を食べること、とりわけ動物や魚を獲得しそれらを食べ物とすることは、その命を奪うことを直接的に意識する行為を経て自らの糧とすることであって、命を奪うことに対する忌避感を伴っていたことは想像に難くない。そういった動物や魚などの獲得から食べることに對しての意識や信仰の有り方を特に感じさせるのが、鹿食免という神符の存在である。

（1）鹿食免と「諏訪の勸文」

長野県の諏訪大社で現在頒布されている神符の一つが鹿食免である。御札の袋には「諏訪の勸文」と呼ばれる文書と、鹿食免・鹿食箸の説明が付されている。（写真1，2）

まず「諏訪の勸文」は「業尽有情 雖放不生 故宿人身 同証仏果」とあり、要約すれば「前世の因縁で業が尽きた生き物は、長く生きられないので、人の身に入って死ぬことで、成仏しえる」となる。つまるところ、生き物の成仏は人が食べることによって果たされるという理屈である。

説明文として、「殺生は罪惡として狩猟を忌み嫌う時代にも、お諏訪さまから神符を授かった者は、生きるために鹿肉を食べることを許されました。こうした信仰により諏訪の人々は長く厳しい冬を乗り越えてきたのです」とあり、殺生の罪惡とそれに繋がる狩猟と肉食への忌避感が、鹿食免によって許されてきた、諏訪周辺にある歴史と信仰を説いている。



写真1 鹿食免と鹿食箸（筆者撮影）

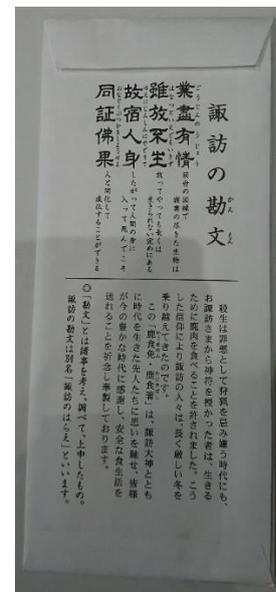


写真2 諏訪の勸文（同）

そもそも、狩猟や肉食に対しての忌避感が生まれたのかについては、原田信男氏の研究において仏教思想を背景とした殺生への忌避や殺生禁断令による獣類などの殺生の禁止などによって広まっていたことが指摘されている⁽²⁾。また鹿食免を頒布している諏訪大社に関連していえば、かつての諏訪大社の関係者たちも獣類をまつりで供えることで死後は「蛇道」に落ちるという悩みを抱え、僧侶と問答をしていることが史料から伺える。また、他の地域の猟師が「スワノカンモン」「スワノモン」として「諏訪の勸文」を唱える慣習があったことが広く知られている⁽³⁾。

どのような経緯で、「諏訪の勸文」が流布したのかは不明であるが、狩猟の神として信仰された諏訪大社の勸文が、猟師の唱えるマジナイの言葉として伝承され、祭りなどの折に唱

えられていたことから、動物を狩り、それを食料することに対して特に配慮があったことが分かる。

このように動物の命を奪い食べることに對しての忌避感、そこから生まれた信仰の有り方について、鹿食免と「諏訪の勘文」を例として紹介した。「諏訪の勘文」はとりわけ、仏教的思想を背景として動物の殺生を生業としてきた獵師たちの間で流布していたものであり、必ずしも一般的ではないが、日本における「食べること」と信仰の繋がり、その歴史の一端を示している。

(2) 鯨供養のはなし

前出の鹿食免では主に山の動物を狩り食べることと、信仰の関わりについて触れた。次に触れるのが、鯨供養についてである。文字通りの鯨に対する供養であるが、かつて鯨を捕ることがあった地域によってその様相は様々である。

山口県長門市青海島では、かつて鯨の漁が行われており、鯨の供養として浄土宗向岸寺において「鯨回向」が行われ、この法要は現在でも続けられている。鯨は鯨墓に丁重に葬られ、向岸寺には鯨位牌と鯨鯢過去帳が向岸寺に残されている。このような鯨供養は、瀬戸先浦の寺院でも行われており、当該地域における鯨と鯨を捕獲したことに対する考え方が伺える⁽⁴⁾。

なぜ青海島の鯨供養を例として挙げたのかと言えば、鯨墓と向岸寺に安置されている鯨位牌には「南無阿弥陀仏」と記されている下に、「業盡有情 雖放不生 故宿人天 同證仏果 (業盡きし有情、放つ雖も生ぜず、故に人天に宿り、同じ仏果を證する)」と、「諏訪の勘文」が記されている為である。

前述のとおり、「諏訪の勘文」は動物を食べ人の身に宿すことで成仏することを意味することであり、鯨の供養つまりは成仏を願う意味と重なり合っている例である。青海島での鯨供養のように、日本各地において鯨に対する供養や慰霊を行ってきた例は、慰霊碑や供養塔という形で各地にて散見される。古くは近世前半に建立された供養塔から、最近では平成になって建立された例もある。

(3) 菌塚のはなし

野山の動物や鯨等の生き物と言った例を挙げたように、日本では食べるもの(鯨の場合は様々な資源としても活用されてきた)を対象とした供養や慰霊が行われ、その対象も幅広いものであった。海の生き物で言えば、イルカやウミガメ、タコ、カニなど、畜産物では牛や馬といった動物、実験動物なども含め、全般の供養塔・慰霊碑が全国各地に点在し、これらの碑に対して法要などの行事が現在でも行われている。

現在に至っても、食用を目的として利用された動物・魚類などの慰霊塔や供養塔の建立が行われていることを見ると、私達の身体を様々な形で支えている動物や魚類への思い、特に直接動物・魚類との命に触れることに関わる人々が供養や慰霊の念を抱いていることが垣間見

える。

動物や魚類ではないが、手厚く供養されている例として菌類が挙げられる。長野県諏訪市にあるタケヤ味噌の工場内に、菌の供養を目的として菌塚が建立されている。日本人の食生活に欠かすことのできない、と言っても過言ではない味噌、その味噌の醸造過程においては菌が活躍しており、その菌のために塚が設けられ慰霊が行われている訳である（写真3、4）。

このように鯨から、私達の目には見えない菌類に至るまで、「食べること」に関わる生き物に対しての慰霊・供養が行われてきたことが伺える。鹿食免の場合は、仏教思想を背景にした殺生に対する強い忌避感に伴い醸成された信仰の有り方であり、「諏訪の勘文」が狩猟を生業とする人々の間に広まっていた。また鯨墓や菌塚のように、食べることに関わる生き物への慰霊・成仏を願う信仰の有り方が見て取れる。

改めて考えると、現在の私達は様々な形で食べ物を得ることが可能になっている。と同時に食べ物を直接得ることからは遠ざかりつつある一面もあるが、食べ物を供給する立場に立ちそれを生業とする人間にとっては、植物であれ動物であれ、直接命を扱うことを重く受け止めていることから、様々な形で慰霊や成仏を行うことが現在でも続いていると考えられる。



写真3 菌塚（帝京大学文学部史学科吉野裕氏より提供）

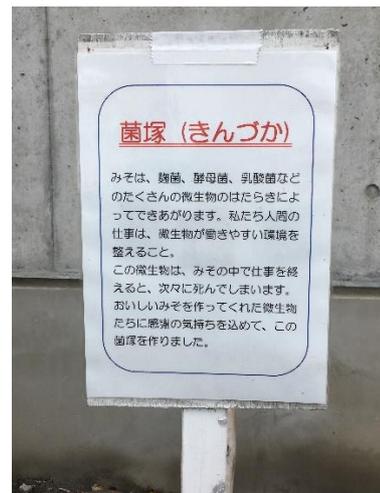


写真4 菌塚横の案内板（同）

4 海外の宗教と日本の食

食と信仰の関わりについて、日本の食文化と信仰を中心に事例を挙げながら取り上げてきた。さて昨今、食と信仰に関わる話題としてよく耳にするのが「ハラール」「ハラール認証」という言葉である。

（1）ハラールとは

「ハラール（ハラル）」とは、イスラム教の聖典であるクルアーンに示されたシャリーア（イスラム法）において「合法である」という意味の言葉である。ここで言うシャリーアと

は唯一神から下された戒律であり、イスラム教を信仰する人にとっての生活全般の規範となっている。シャリーアには、食に関して気を付ける必要があるものが挙げられており、日本でも特に知られているのは豚肉を食べてはいけない、お酒を飲まない、という点であろうか。実際にはこれ以外にも、食に関する様々な決まりがある。

このように様々な規範に従って生活を営んでいるムスリムの人々にとっては、自国以外、特にイスラム教圏以外での食などの生活環境において、ふだん守っている規範に準じているかどうかを判断することは難しい。日本においてもとりわけ食の面に関しては、このハラールへの対応について、近年に至り様々な取組や対応が行われている。

従来日本に移住・定住をしているムスリム向けのハラール対応の飲食店や各種店舗があり、定住している人々の暮らしの文化を支えてきたわけだが⁽⁵⁾、近年では、イスラム教圏への食料品輸出、東南アジアなどムスリムの多い国からの観光客増加と言った、新しいビジネスチャンスに対する関心からハラールやハラール認証に対する興味が高まりつつある。

そのため、近年では特にハラールそのものに対する理解を促す活動が宗教学者や特定非営利活動法人（NPO）も行われているほか⁽⁶⁾、農林水産省や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ではハラールやハラール認証についての現状や対応状況に関する調査⁽⁷⁾、観光庁では食を含めた訪日ムスリムへの対応ガイドブックの作成・頒布⁽⁸⁾などの取組が実施されている。

また、ハラール認証の有無や店舗での豚やアルコールの扱いなどをわかり易くするためのピクトグラムを作成し店舗に掲示するなどの工夫をしているほか、訪日・在日を含めたムスリム向けにハラール食に関する店舗情報などを発信するウェブサイトが運営されるようになってきているなど、公的機関や企業によって訪日ムスリムへの対応が進められている。

観光やビジネスなどを目的として日本を訪れるムスリムにとって、滞在期間に関わらず食の問題は大きく関わってくる事柄である。訪日ムスリムの増加に伴う形で、飲食店関係者をはじめ直接的に食に関わる人々が、全く異なる宗教を信仰する人々が持つ食生活や信仰に対してどのように対応をしていくかと言う点について、主にビジネスの観点ではあるが、関心が高まっているのが昨今の現状である。また、イスラム教だけではなく、キリスト教や仏教、ヒンドゥー教などでも食に対する規範などがあり、訪日外国人の増加に伴って、こういった信仰に関わる食に対しての理解や配慮が必要な場合における対応方法などについて、省庁や自治体などのウェブサイトにおいて発信が行われていることが伺える⁽⁹⁾（ウェブサイトの例、東京都など）。

（２）海外の宗教への対応

日本の食文化の場合、日常的な食生活において食事作法などの決まり事などはあるが、信仰に基づいた規範・規則というものはない。そのため、伝統的な会席料理を出す店や、寿司

屋、ラーメン屋などでハラール認証やハラール調理師を取得している、取得しようとしている店舗もある。またイスラム圏への日本産食品の輸出を目的として海外でのハラール認証を取得する業者もいる。

ただし、ハラール認証については国際標準化機構（ISO）のような国際的な基準がないのが現状であり、国内で活動する宗教法人や特定非営利活動法人による認証及び輸出業者向けには国外のハラール認証機関における認証の支援措置が行われており、各事業者の状況によってハラールへの対応方法は異なっている。このような現状に対しては、研究者からは従来のムスリムの実践とは異なるハラールの認識が広まっている点が指摘され、善意で行っているはずのハラールへの対応が、訪日ムスリムの食の選択肢を狭めているのでは、という示唆がされている⁽¹⁰⁾。

このように日本が、ハラールという他宗教の規範・規則をどのように受け入れていくのか、という問題は訪日ムスリムにとっても、また食品関連の企業等にとっても様々な面において大変重要な事柄である。このことは、イスラム教という特定の宗教に関わる規範だけではなく、その他宗教の規範の受け入れ方についても同様のことが言える。平成31年4月より特定技能1号、2号が新設され、外国人の受け入れなどの法整備が進められているわけだが、訪日する人々の宗教的な規範に関わるような部分は、法的な整備などが進めにくい部分でもあり、各種法人や民間団体、既に日本に滞在している外国人コミュニティや企業などによる支援も必要になることが予測される。

5 まとめ

食と信仰に関わる事柄として、食事作法や食習俗、動物などの供養や慰霊、現在の日本における他宗教の規範とそこに関わる食など、様々な事例を取り上げた。本稿は、私達にとって身近な食に、実は信仰の様々な面が表れている、という点を示唆することを目的とした。取り上げた事例以外にも、様々な食の文化に信仰の有り方が表れていると考えられる。

取り上げた事例を振り返り、改めて考えてみると、今を生きる私達の生活の営みは、歴史的に見れば各地域における生活の営みと宗教的な営みが密接に関わりを持つ中で醸成されてきたものと推察される。その生活の営みの中でもとりわけ食の文化には、地域の気候や農水産業の有り方だけではなく、地域ごとの信仰の営みも反映されていることが、事例から見える。

また、日本におけるハラールやハラール認証の現状についても取り上げたが、ハラールという慣習に対する認識や柔軟な対応の有り方、ハラールだけではないその他の諸宗教に基づく文化への対応の仕方など、様々な課題が生じていることが分かる。

日本の食は、特に和食として世界でも著名になりつつあり、その食に魅力を感じて訪日する人が少なからずいる。加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年開催予定の大阪万博など、これらの催事を機会として日本を訪れ、日本の食に触れる旅行者も多くなることが想定される。

そのような昨今において、日本の食の魅力をどのように伝えるのか、ということを中心にしながらも、訪日する人々が有する宗教的な規範や規律に対する私達の理解と、その理解に沿う形での適切な配慮が必要となってくると想定される。ハラールと日本の食との関わりや実態を窺い知ることで、改めて宗教と信仰、そこに表れる食の在り方について気づかされる点が多い。

現在の私達は、食文化と言う最も身近な文化を通じて、自国以外の宗教やその宗教に基づく生活習慣や文化などに触れ、学ぶことのできる絶好の機会であると同時に、自国の宗教や信仰・文化についても改めて学びを深める好機に接していると言えるのではないだろうか。

注記

- (1) 国立歴史民俗博物館がインターネット上に公開している「民俗語彙データベース」(https://www.rekihaku.ac.jp/up-cgi/login.pl?p=param/goi/db_param)を検索すると、箸で食べ物を受け渡しすることを「ハサミアイ（挟み合）」と言い忌む例や、二人で一つの物を、箸を使って挟み合うことを「アイバサミ」と言って、火葬の折に骨を箸で渡し合うことと同じだから日常ではこれを忌む例などがみられる。
- (2) 原田信男『歴史のなかの米と肉——食物と天皇・差別』（平凡社、平成 17 年）。
- (3) 前掲の「民俗語彙データベース」を検索すると、愛知県北東部の山村で猟師の唱える呪言として「スワノカンモン」が伝承されていることや、新潟県や群馬県、栃木県においても伝承されていたことが確認できる。
- (4) 上野大輔「近世真宗優勢地帯における浄土宗の思想的機能——鯨回向を手がかりに」（『史林』第 91 巻第 5 号、史林研究会、平成 20 年）。
- (5) 店田廣文・岡井宏文「日本のイスラーム——ムスリム・コミュニティの現状と課題」（『宗務時報』第 119 号、文化庁文化部宗務課、平成 27 年）。
- (6) 宗教法人「日本ムスリム協会」では、国内においてハラールへの理解を深めてもらう目的でハラールに関する講演や講師派遣を実施、「ムスリムフレンドリーマーク」の発行を行っている。また、特定非営利活動法人日本ハラール協会では、ハラール製品の輸出支援の一環としてハラール認証の取得支援を実施しているほか、「飲食店におけるムスリム対応ガイドライン」をウェブサイト上で公開、食品や食品を加工する際の調理器具、カトラリーに関する注意点などを示している。
- (7) 農林水産省のウェブサイト (<https://www.maff.go.jp/>) では、「海外輸出向け日本のハラール認証団体」一覧及び、参考資料として「ハラール食品輸出に向けた手引き」が PDF ファイルで公開されており、特に日本の農畜産物をイスラーム圏に輸出する事業者を意識した情報の提供を実施している。（令和元年 12 月 24 日確認）また、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）のウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/>)

では、「貿易・投資相談 Q&A」内に、「ハラール認証の取得手続き」として、日本からムスリム向けに食品を輸出、販売する場合の注意点及び国内・海外のハラール認証機関のリンクが置かれている。なお平成26年に同機構が実施したハラールに関する調査報告が「日本産農林水産物・食品輸出に向けたハラール調査報告書」が PDF ファイルで公開されている（令和元年12月24日確認）。

- (8) 観光庁のウェブサイト (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>) では「ムスリムおもてなしガイドブック」として「基礎知識編」、「実践編」、「付録編 [問合せ対応文例集]」、「付録編 [ムスリム対応事例集]」を公開している。「実践編」16頁では、食や礼拝の対応について「ムスリム旅行者自ら選べるようにすることが重要です」とハラールへの対応を含めた事業者のサービスが、旅行者にとっての不便にならないように注意喚起を促している。（令和元年12月24日確認）。
- (9) 例えば、東京都のウェブサイト (<http://www.metro.tokyo.jp/>) では飲食・宿泊・小売事業者向けに『訪都外国人旅行者インバウンド対応ガイドブック』を公表しており、ムスリムをはじめ、ヒンドゥー教、仏教、ジャイナ教の禁忌やマナー、ベジタリアンに関する配慮などをまとめているほか、事業者の生の声を巻末に掲載している（令和元年12月24日確認）。また国土交通省中部運輸局のウェブサイト (<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/index.html>) では平成24年から開始している「昇龍道プロジェクト」の一環として訪日外国人向けのプロモーションや、事業者向けのガイドとして「訪日ユダヤ人旅行者ウェルカムハンドブック」の公開や、公開講座の開催を実施している（令和元年12月24日確認）。
- (10) 山口裕子「食をめぐる宗教的規制の制度化と実践——ハラールとコシェル」（『日本文化人類学会研究大会発表要旨集』一般社団法人日本文化人類学会、令和元年）では、各国におけるハラール制度の対応の現状の一側面として、柔軟性に欠けている面もあるため、食の選択肢を狭めてしまう可能性について示唆している。また、阿良田麻里子「幻想のハラール——ハラール認証制度が日本の非ムスリムや在住ムスリムに与える影響」（前掲書）では、「ハラール=ハラール認証」という印象が広まり誤解が起きている点を指摘している。このことは先に紹介した、「ムスリムおもてなしガイドブック」でのムスリム旅行者による選択の自由を喚起する文章が記載されている面からも、ハラールに対する理解の浸透とハラール認証についての認識や誤解などが現実問題として発生していることが伺える。

紹介

持続可能な開発目標（SDGs）の取組について

文部科学省 国際統括官付（日本ユネスコ国内委員会事務局）

1 SDGs とは何か

2001年、国連は開発途上国向けの開発目標として極度の貧困と飢餓の撲滅等、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げたミレニアム開発目標（MDGs）を策定した。MDGsは達成期限である2015年までに一定の成果をあげたが、一方で、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、サハラ以南のアフリカなど一部地域での目標達成の遅れといった課題が残された。また、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じたほか、民間企業や非政府組織等の開発に関わる主体の多様化等、MDGsの策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化した。

こうした状況を踏まえ、2015年9月、ニューヨークの国連本部で開かれた「国連持続可能な開発サミット」において、2030年までの新しい国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全加盟国の賛同を得て、正式に採択された。このアジェンダに含まれる17の持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、2030年までに持続可能な社会を目指す世界のマスタープランである。法的拘束力はないが、各国政府は当事者意識を持って、17の目標及び169のターゲット達成に向けて国内的枠組みを確立するよう期待されている。



図1 SDGsの17のゴール

MDGs が開発途上国のための目標であったのに対し、SDGs は格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的な目標である。また、その達成のために、先進国も途上国も含む各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々なステークホルダーが連携し、政府開発援助や民間の資金も含む様々なリソースを活用していくこととされている。

2 政府における SDGs 達成への取組

我が国においては、SDGs 達成に向けて関係省庁が連携し政府一体となった取組を可能にする新たな国の実施体制として、2016 年 5 月に、内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を立ち上げた。この本部は、内閣総理大臣を本部長、全ての閣僚を構成員とし、日本政府の SDGs 達成に向けた取組の実施、モニタリング及び見直しを行う司令塔として機能するものである。さらに、広範な関係者（行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等）が集まり意見交換を行う「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」を設置している。

日本が「2030 アジェンダ」の実施に取り組むための国家戦略として、SDGs 推進本部は、同年 12 月に、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定した。この指針は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンのもと、①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任という 5 つの主要原則と、SDGs の 17 のゴールを日本の文脈に即して再構成した 8 つの優先課題を決定した。

【8つの優先課題と具体的施策】

<p style="text-align: center;">①あらゆる人々の活躍の推進</p> <p>■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実</p>	<p style="text-align: center;">②健康・長寿の達成</p> <p>■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応</p>
<p style="text-align: center;">③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <p>■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市</p>	<p style="text-align: center;">④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <p>■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進</p>
<p style="text-align: center;">⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会</p> <p>■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築</p>	<p style="text-align: center;">⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <p>■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源</p>
<p style="text-align: center;">⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <p>■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進</p>	<p style="text-align: center;">⑧SDGs実施推進の体制と手段</p> <p>■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援</p>

図2 8つの優先課題と具体的施策

3 学校における SDGs の取組

SDGs の 17 のゴールのうち、目標 4 については、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」とする教育に特化したもので、10 のターゲットから成る。このうち、ターゲット 4.7 では、「2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」とされている。この「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development : ESD）」は、持続可能な社会の創り手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こす力を身に付けるための教育であり、2002 年に我が国が提唱した考え方である。

ESD は国際理解、環境、文化多様性、防災、平和等を統合した分野横断的な教育であり、教育の分野のみならず、持続可能な社会の創り手の育成を通じて 17 全ての目標の達成に貢献するものといえる。2017 年 12 月及び 2019 年 12 月の国連総会決議でも、ESD が「質の高い教育に関する持続可能な開発目標に不可欠な要素であり、その他の全ての持続可能な開発目標の実現の鍵」であることが明記されている。

国内においては、2020 年度から小学校において全面実施される新しい学習指導要領において、これからの学校教育や教育課程の役割として「持続可能な社会の創り手」を育むことが前文と総則において掲げられており、ESD の理念が組み込まれた形となっている。国際的には、これまで 2390 の ESD に関するプログラムが実施され、15 万か所を超える教育機関において、2600 万人を超える人々に対し ESD の機会が提供されるという成果が上げられてきた。これをさらに進めるため、2020 年からは、新しい枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs 達成に向けて（ESD for 2030）」が開始されており、ESD の提唱国である日本の実践例を世界に向けて発信することが期待されている。

また、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であるユネスコスクールがユネスコにより認定されており、世界 181 か国、11000 校以上が認定されている。日本においては、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会が、ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置付けており、国内のユネスコスクールは 1100 校を超えている。

ユネスコスクールは、世界的な学校間ネットワークの一員として、国内外のユネスコスクールとの交流、地域との協働、世界遺産、ユネスコ世界ジオパーク、ユネスコエコパークといった他のユネスコ活動と連携した取組を展開している。今後、ESD の推進拠点であるユネスコスクールには、より一歩進んだ役割を果たしていくことが望まれるだろう。

4 おわりに

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施，SDGs の推進に当たっては，政府と自治体，公共セクターと民間セクターの垣根を超えた形で，様々なステークホルダーとの連携を推進していくことが必要である。文部科学省としても，ユネスコスクールネットワークの活性化を図るとともに，SDGs に資するように多様な文化とつながりながら学習できる環境づくりを促進していきたい。



図3 SDGsの目標4とその他の目標との関係

紹介

官民協働で若者の留学を応援する 「トビタテ！留学 JAPAN」 by 文部科学省

文部科学省 官民協働海外留学創出プロジェクト「トビタテ！留学 JAPAN」チーム



費用 0 円で導入いただけるトビタテ寄付型自動販売機の
設置に御協力いただける法人を大募集中！

1 「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」とは？

「トビタテ！留学 JAPAN」は、文部科学省が 2013 年 10 月より開始した留学促進キャンペーンです。2014 年には、主な施策として「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」(以下「トビタテ」)がスタートしました。文部科学省と民間企業が協働し、世界で活躍するグローバルリーダーを育成する国家プロジェクトです。

トビタテは、留学にかかる授業料や現地活動費用などを返済不要の奨学金でサポートする留学支援制度です。財源となる奨学金は全て民間からの寄付(2019 年 8 月時点で約 117 億円)で賄われます。

2020 年までに約 1 万人の高校生・大学生を派遣留学生として送り出す計画で現在、約 7800 名の奨学生を輩出しています。

背景には、産業界を中心にグローバル対応できる人材が全く足りないという声が高まってきたことがあります。2004 年以降、日本では海外に単位を取って長期留学する正規留学生



写真 1 2019 年度大学生等コース募集時の告知画像

が減っているというデータもあります。長期留学を増やすためにも、まずは“留学・海外体験が当たり前”という文化を創ることを目指しています。

2 未来の課題解決型グローバルリーダーを育成！ トビタテの特徴と支援者からの評価は？

トビタテでは自ら定めた目標の実現のために、実践活動が含まれる留学計画を所定期間内で自由に組み立てることができます。実践活動というのは、実社会との接点から学びを得る学修活動で、インターンシップやボランティア、フィールドワーク等をさします。また、選考基準は、成績や英語力ではなく、本人の〈情熱〉、〈好奇心〉〈独自性〉の三つの要素です。特に大学生は、インターン先なども自身で探しており、準備段階からタフさ、主体性が磨かれます。



写真2 ブラジルに留学した重田実麗さん (写真右)

SDGs に挙げられるような社会課題を解決に行くことを目指す留学が多いのも特徴です。課題解決のための専門性や知見、あるいはネットワークなどを身につけたトビタテ生の評価は、企業から高く評価されており、このプロジェクト自体が「社会課題解決プロジェクト」と言われています。

ラオスで掛け算九九の歌を作り広めた あるトビタテ生のエピソード

高木一樹さんは高校時代、引きこもりの経験がありました。あるきっかけから1年間ラオスに留学。現地の小学校の先生やお坊さんの協力者もありラオス語版「九九のうた」をつくりました。ラオスには、日本の昔の寺子屋文化のようなものがあり、お坊さんが身近で相談できる存在でした。PC を使いこなせるお坊さんが協力してくださり、九九のうたとダンスの映像を収録した CD-ROM を作成してくれたのです。それを小学校に持ち込んだところ1年生の平均点が倍以上に。その後、彼は音楽と映像制作のスキルを生かして、ラオス全土に普及すべく、「九九のうた」のガイドビデオを作成、配布したそうです。



写真3 ラオスに留学した高木一樹さん (写真中央手前)

3 寄付型自動販売機の設置を通じて、トビタテを応援いただけませんか？ 宗教法人として初！ 曹洞宗瑞龍山宗三寺では4台の設置が決定

トビタテは当初 2020 年までのプロジェクトとしてスタートしたのですが、その意義に共感いただいた関係者の応援もあり、2021 年以降も継続することになりました。トビタテ第 2 ステージに向けて、2020 年は改めて御寄付の依頼に力を入れていく予定です。

現在、新しい支援の形として寄付型自動販売機の設置を促進しています。購入された飲料商品の本数に応じた金額が、自動販売機設置業者様等を通じてトビタテへ寄付されるチャリティ型の自動販売機です。寄付額は売上げあたり 1 本 1 円～20 円（若しくは 1%～）の間で任意の金額を御設定いただけます。自動販売機の置き換えや追加設置、新規設置のいずれも対応可能で、設置に際して設置オーナー様に工事費やラッピング費用などの御負担はかかりません。

宗教法人としては初となりますが、曹洞宗瑞龍山宗三寺（神奈川県川崎市川崎区）では、2020 年に 4 台の設置を予定しています。その他、羽田空港に 10 台、全国の企業、高校、大学等により設置頂いております。

『宗務時報』をお読みの皆様にも是非設置について御検討いただきたく、お願い申し上げます。



写真4 羽田空港に設置いただいたトビタテ寄付型自販機

寄付型自動販売機の設置に御興味のある方へ

下記のウェブサイトをご覧いただくか、協会までお問い合わせください。

(連絡先) 特定非営利活動法人 寄付型自動販売機普及協会
〒158-0083 東京都世田谷区奥沢七丁目 20 番 19 号 九品仏駅前ビル 3F

<http://kjf.or.jp/index.php>

電話 0120-937-650 メール info@kjf.or.jp

紹介

英国アーティストが伊勢で過ごした2週間 ——伊勢市アーティスト・イン・レジデンス——

ブリティッシュ・カウンシル

2019年10月、ブリティッシュ・カウンシルは三重県伊勢市との共同事業として、英国を拠点とするアーティストを伊勢市に招聘し、アーティスト・イン・レジデンスを実施しました。

ブリティッシュ・カウンシルは英国の公的な国際文化交流機関であり、英国の美術や建築、デザイン、ダンス、演劇、音楽、映画、文学など、様々な分野のクリエイティブで革新的な取組を紹介するアート活動や、英語教育をサポートする活動など、様々なプログラムを実施しています。

アーティスト・イン・レジデンスは、アーティストがある地域に一定期間滞在してリサーチや創作活動をするもので、参加するアーティストは通常とは異なる環境で新たなインスピレーションを得ることができるのはもちろん、受け入れる地域にはアーティストとの交流や、そのクリエイティビティにより新しい発見がもたらされることもあり、世界中で実施されている取組です。日本でも数多くの団体や自治体で実施されています。

今回は、公募により600名を超える応募者から審査で選ばれた6組7名の英国のアーティストが伊勢市に2週間滞在し、伊勢神宮をはじめ日本の文化に触れながら、現地のアーティストとも交流し、そこでの体験を今後の創作活動に生かしてもらうというプロジェクトでした。伊勢市ではこういったアーティスト・イン・レジデンスは初めての試みでしたが、伊勢や伊勢神宮の文化を、単にインバウンドという観点でなく、アーティストによる視点で海外に発信できる機会として捉え、ブリティッシュ・カウンシルとの協働が実現しました。

今回招聘されたのは、最新テクノロジーや映像などのメディアを使って創作をするアーティストや、作家、サウンドアーティスト、パフォーマンスアートに携わるディレクターなど、多彩な顔ぶれが揃いました。初来日となるアーティストから、日本文化を研究するアーティストまで、背景も様々でしたが、伊勢市には全員が初の滞在となりました。

またこのプログラムは、ブリティッシュ・カウンシルと駐日英国大使館が日英のより強いパートナーシップを育み、相互の信頼と繁栄を築くために2019年9月から2020年9月まで約1年にわたり開催する日英交流年「UK in JAPAN 2019-20」の主要プログラムの一つでもあります。

アーティストたちは10月6日に来日し、18日に日本を離れるまでの約2週間、スケジュールには様々なプログラムが組み込まれ、とても忙しく充実した日々を過ごしました。

今回、このレジデンスが他に類を見ないものになったのは、伊勢市と伊勢神宮の多大な協力により、外宮と内宮の公式な訪問が特別に許可され、神宮の最も重要な祭典のひとつである「神嘗祭（かんなめさい）」の奉拝も可能になったことで、アーティストたちが特別な体験をする貴重な機会を得たということです。

そのため、アーティストたちが来日した翌日、実質的なレジデンスの初日には、歓迎セレモニーに続いて、伊勢についてのオリエンテーションが行われました。そこで伊勢神宮の歴史や、20年に一度、社殿とそこに収められている神宝などすべてを新しく作り替える独特の儀式「式年遷宮」についてなどの講義を受けました。アーティストたちは実際にその翌日以降、神宮を目の当たりにすることによって大いに感銘を受け、その奥深さを実感したようでした。

アーティストたちはまず、衣食住や産業の守り神である豊受大御神（とようけのおおみかみ）を祀る外宮を参拝し、次に天照大御神（あまてらすおおみかみ）を祀る内宮を参拝しました。

内宮の神楽殿では、御神楽奉納を行い、雅楽の調べと倭舞を見ることもできました。サウンドアーティストであり作曲家であるダンカン・スピークマンは、ここで御神楽の演奏を聴けたことが最も心に残る体験だったと話します。

「笙には人間の可聴範囲や録音機の範囲を超えた音域があり、耳



写真1 五十鈴川にある内宮の御手洗場



写真2 内宮の参拝



写真3 境内を散策

で聴くだけでない感覚的な体験だということがわかりました。内宮での演奏は、笛や太鼓、笙、箏（ひちりき）など複数の楽器によるアンサンブルでしたが、なかでも笙と箏の二つの楽器の音に圧倒され、何時間でも聞いていたいと思いました」。

また、式年遷宮という世界でも類を見ない慣習には、アーティストたちも新鮮な驚きを覚えているようでした。遷宮は一説には技術の伝承のために行われるのではないかとされていますが、一つのものを永遠に残そうとするのではなく、同じことを繰り返す再生を続けることで永遠につながるという様式は、西洋の石造りに見られる永遠性とは大きく異なります。

建築を学び、「場所」をテーマに、インスタレーションといわれる様々な要素からなる作品をつくるマシュー・ロジアは、伊勢神宮の建築のコンセプトに触れ、現代におけるサステナビリティを考える大きなヒントが得られたと話しました。

「式年遷宮では、20年前と同じようにつくり変えるプロセスを通して、建物に命を吹き込んでいます。技術の継承や素材の確保をすることによって持続性を守るという考え方はとても納得がいくものでした。既に1000年以上前にサステナビリティ（持続可能性）の意識があったのではないのでしょうか。今回の滞在では“再生”という言葉がよく聞かれましたが、この“再生”が今回最大の発見でした」。

古来、日本人にとって米は単なる食料ではなく、神へのお供え物でもあり、神宮では稲作の周期に合わせて年間1500回におよぶ祭儀が行われています。10月15日から25日まで行われる「神嘗祭」は、6月と12月の「月次祭（つきなみさい）」とともに「三節祭」と呼ばれる神宮でもっとも由緒ある祭典。初穂を奉納し、五穀豊穡や国民の安寧を祈願します。

またそれに先駆け、10月15、16日には「初穂曳（はつほびき）」が行われ、アーティストたちも市民とともに「陸曳（おかびき）」に参加しました。白い法被に身を包み、木遣歌が響く中、初穂を飾り米俵などを満載した大きな奉曳車を神宮に運びました。

このときの体験が強烈だったと話すのは、人間の感覚を科学的なアプローチでアート作品へと昇華するアーティスト、グレース・ボイル。



写真4 陸曳に参加

「揃いの白い法被を着て800人を超える人々と綱を曳いたのは、綱から人々の熱気が伝わってくるようで、特別な体験でした。『伊勢神宮は20年に一度の遷宮で再生を繰り返しているの、いま目の前にあるのは1300年前の人が目にしたのと同じ風景なんですよ』という説明を聞いて、私たちがコンピューターやデジタルテクノロジーこそが答えを導き出し

てくれると考えて追い求めているものは、実はもう存在していて、単に私達が知らない、見ていない未知の文化の中にあるのかもしれない、そんな感覚を覚えました」。

アーティストたちは、伊勢神宮での参拝や儀式以外にも、多くの日本文化に触れる体験をしました。伊勢神宮参拝の前日には二見浦を訪れ、古くから伊勢神宮参拝前の禊の場として知られる二見興玉神社を参拝。名勝・二見浦には海の中に大小の岩が並ぶ「夫婦岩」がありますが、写真や動画などのメディアを用いて作品を制作する一卵性の双子の姉妹、ジェーン・アンド・ルイズ・ウィルソンには、この夫婦岩がとても印象的だったようで、この日以降も何度も足を運んでいました。



写真5 二見浦の夫婦岩

「二つの岩が注連縄でつながれ、岩の上に小さな鳥居があるのはとても象徴的な光景でした」とルイズ。滞在中に台風19号が上陸したのですが、台風の翌日に夫婦岩を訪れたジェーンは「五重に編まれた太い注連縄が切れてしまっていたのはショッキングな光景でしたが、その3日後に行くと、一本だけでしたが再びつながっていたんです。二つの岩を注連縄がつなぐ光景がいかに視覚的に重要であるか、そしてこの土地の人々と自然のつながりを強く感じました」と話します。ルイズも「外宮と内宮もお互いがバランスをとって存在しており、単独ではなく関係を構築するということに、双子で共同制作する私たちが共感しました」と話していました。

またアーティストたちは、伊勢に根づく伝統工芸やものづくりにも触れました。伊勢神宮で神宮大麻（神札）やお守りなどに使われる御用紙として古くから使われてきた伊勢和紙。100年以上にわたり神宮に和紙を奉納し、現在は唯一の伊勢和紙のメーカーである「大豊和紙工業」を訪問しました。



写真6 鳥羽市国崎の海女さんとの交流

神棚や神具を製造する「宮忠」の工場も見学。伊勢独特の萱葺の神棚は、宮師の熟練の技術でつくられ、神宮にも共通する伊勢の職人たちの丁寧な仕事を目の当たりにしました。もともと伊勢の木工芸は遷宮で出た廃材や端材を使って、宮大工たちが始めたのがきっかけとされています。伊勢根付や伊勢一刀彫りの職人にも出会い、その作業の一部を体験するなど、アーティストたちにとって刺激的な時間になりました。

また、写真家や作曲家、書家、建築家など様々な分野で活動する伊勢のアーティストたちと、英国アーティストたちとの交流も行われました。

英国アーティストたちにとって今回の滞在で大きな疑問だったのは、神様への贈物は箱に入ったまま誰も見ることができない、御神体も誰も見ることができないなど、なぜ隠すのか、見えないものを尊ぶのかといったことでした。私たち日本人にとって、神様は見るものではなく「ある」もので、その気配を感じるという感覚を説明するのは難しいことでしたが、お互いの文化の違いについて理解を深める時間になりました。

日本文化について数年前から学んでいたという作家のシーズン・バトラーは「神道の神は英語でも“Kami”と言うように、多くの神道用語にはそれに対応する英語がありません。日本について多少の知識はありましたが、離れたところから学べることは限られています。本から学べない知識を得るためには、実際に日本を訪れて研究したいと思っていたので、これまでと違う考え方に触れる機会はとても重要でした」と話していました。



写真7 茶道の体験

そのほか、「サーフェス・エリア・ダンス・シアター」の芸術監督であり、様々な社会問題をパフォーマンスで表現するニコル・ビビアン・ワトソンは、鈴鹿市で聴覚障害のある人たちとダンスのワークショップを行いました。日本文化も研究する彼女はこう語ります。

「地元のダンスチームとのワークショップは是非やりたいと思っていました。5歳から40歳代の多様なメンバーが参加してくれ、笑顔が絶えない、とても幸せな時間でした。伊勢ではたくさんの人々と出会って言葉を交わし、伊勢の精神により近づけたような気がします。次の私の課題は、このすばらしい経験を、自国のダンサーやミュージシャン、舞台デザイナーに伝えること。こうしたレジデンスは、知識や知見を得るだけでなく、自己の体感を通して得られたものとして他の人と共有するための自信を与えてくれるものです」。

（執筆：榎本市子）

（写真 (C) Ise City, British Council Photo by Hakubun Sakamoto）

文化庁でも、「アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業」として、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンス（以下「AIR」という。）事業を支援しています。

AIRプロジェクトの多くはAIR運営団体、地方自治体等による実行委員会組織やアートNPOが主催して実施されますが、今回はユニークな事例として、海外の機関と地方自治体と宗教法人の連携した取組である伊勢市のAIRを紹介しました。宗教施設における受入れなどの連携の可能性などについて、今後の活動のヒントになれば、幸いです。

伊勢市アーティスト・イン・レジデンスについて、さらに詳しい情報や映像のレポートなどは、ブリティッシュ・カウンシルのウェブサイトでご覧ください。

<https://www.britishcouncil.jp/programmes/arts/ise-city-residency>
(宗務課)

エッセイ

ミャンマーについて僕が知っている二、三の事柄

文部科学省職員（在ミャンマー日本国大使館出向） 堀口 昭仁

アイスコーヒーを注文した。砂糖は入りません，ミルクも。

初の海外生活。ミャンマー語はもちろん，英語もたどたどしい着任したばかりの僕にとってはそんな基礎英語すらも一つの冒険。ちゃんと注文ができたかドキドキしながら待っていると女性店員がコーヒーを持ってきてくれた。早速に一口すする。甘い，甘すぎる。確実に砂糖が入っている。うーむ。without が with に聞こえてしまったのか。先ほどの店員を探して店内をぐるりと見回す。いた。ブラックコーヒーに代えてもらおうか，それともこのまま我慢しようか，そもそも僕の英語がちゃんと伝わるだろうか。いやいや何を気弱なことをいっているのだ，伝えなくてはダメだ，やはり代えてもらおうと声をかける。しかし，女性店員は気づかず，何やら一生懸命に頭をいじっている。すみません！と今度はさらに大きな声で，僕は頑張る。

と，同時に何か落ちた。床に転がる黒々とした物体はよくみるとなんと髪の毛。

僕の声に気づいた坊主頭の女性店員は一瞬はにかんだ後に満面の笑みが浮かべながら「これはカツラです。今日は暑すぎます。ティンジャンの時に切りました」。

僕が文部科学省から在ミャンマー日本国大使館へ着任したばかり，忘れもしない 2018 年 4 月末の一場面。

閑話休題。

ティンジャンとはミャンマーの新年を祝う伝統的な仏教行事のこと。一年で最も暑い季節でもある 4 月中旬となるとミャンマー全土がお祝いモードに包まれる。街中にはあちらこちらにステージが設けられ，多くのミャンマー人が大音量で音楽を流しながら水を掛け合って 1 年間の汚れを洗い流す。まさに祝祭空間。日本の年末年始と同様に 1 週間くらいは大概の職場は長期休暇となり，そんなお祭りモードを敬遠する敬虔な仏教徒の中には出家をしたり瞑想センターに入ったりする人も多く，女性店員もそんな一人だったようだ。ティンジャン明けのその時期，英字新聞でも女性の坊主頭を礼賛する特集が組まれ，ショッピングモールで，映画館で，学校でとたくさん坊主頭の男女を目にすることにもなった。



写真1 英字新聞 Myanmar Times でのボウズ特集

こんな調子でミャンマーはとにかく生活と信仰の距離が近い。ミャンマー人の同僚の一人は仕事前にパゴダ（仏塔）参り、仕事後にもパゴダ参り。ミャンマー料理屋で食事をしていれば美しい歌声とともに現れたまだ幼い托鉢僧に御飯が供えられる。

初めて聖地シュエダゴンパゴダに行ったときのことは忘れられない。パゴダの敷地内は何人たりとも土足厳禁。身辺警護に細心の注意が払われるあのオバマ大統領（当時）でさえ裸足でパゴダを参拝したと言う。駐車場でタクシーから降りるやサンダルを脱ぎ、ゴツゴツした砂利道に顔を歪めながら飛び乗ったエレベータのその先はさながら天空の異空間。色とりどりの民族衣装を纏い、それぞれに祈りを捧げる老若男女で溢れかえっている。祈りの先には数え切れないくらいの黄金や翡翠の仏像、そしてその背後には眩いばかりに電飾が輝いている。出家を重んじる上座部仏教のミャンマーでは 10 歳前後で必ず出家をする風習があり、俗世に身を置かざるを得ない在家信者達はパゴダや僧院に寄進をすることで徳を積む。電力不足でいまだに停電の多いヤンゴンだが、常に仏様を輝かせることも日本とは異なる敬意のかたち。

また、ミャンマーでは生まれた曜日が重要。1 週間を 8 つの曜日に分け（水曜日は午前と午後に分かれる）、各曜日に方角、星座、守護動物が割り当てられている。シュエダゴンパゴダには虎やモグラや鳥といった守護動物の像も建ち並び、虎の像の前には月曜生まれの人々が、モグラの像の前には金曜生まれの人々が熱心に水をかけて祈りを捧げている。

祈った後には小休憩。灼熱の太陽から身を守ってくれる屋根や木の下の日陰には、祈っているのか居眠りしているのか寝そべっている人が多い。おばあちゃんの隣ですやすやす眠るまだ小さな子供の姿を見ているとついその隣で自分も寝たくなってくる。穏やかな心地のよい空間。なんだか時間の流れが下界と違っている気がする。気づけば既に夕暮れ、シュエダゴンパゴダはライトアップされ、スマートフォンを片手に自撮りをするカップルや女子グループも増えてくる。写真を撮って祈りを捧げ、また写真を撮っては SNS にアップする若者達。ミャンマーではなんだかみんなリラックスして信仰を楽しんでいるようにも見える。



写真 2 電飾のきらめく仏像（シュエダゴンパゴダ）



写真 3 モグラに水をかける金曜生まれの筆者（シュエダゴンパゴダ）

そんな仏教国ミャンマーであるが、仏教徒（上座部仏教）の比率は約 88%程度。ビルマ族に限ればその比率は 100%に近いのかもしれないが、ミャンマー全土に 135 の民族を抱えていることから国民の信仰はキリスト教 6.2%、イスラム教 4.3%、ヒンドゥー教 0.5%と実は多様である（2014 年国勢調査）。ナツという精霊信仰もある。ヤンゴンのダウンタウンを歩けば、荘厳なキリスト教会やモスク、ヒンドゥー寺院をたくさん目にすることもできる。



写真4 ダウンタウンのカトリック教会

宗教行政を所管するのは宗教・文化省。芸術、文化遺産、図書館、博物館、劇場、芸術学校などを扱う文化部門と宗教部門で一つの省を形成し、多様な宗教に配慮した取組を進めようとしている。というのも、2008年に制定された憲法においては、仏教を大多数のミャンマー国民が信仰する宗教として定義（第 361 条）しつつも、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教及び精霊信仰をミャンマー国内に存在する宗教として承認（同第 362 条）しており、国家は国家が承認した宗教を可能な限り支援し、保護するとの条文（同第 363 条）もある。

こうしたことから、例えば、祝日についても仏教文化に関するものだけではなく、クリスマスのほか、イスラム教（6 月中下旬）やヒンドゥー教（10 月中旬）に関連した日が指定されている。いわゆるロヒンギャ問題を抱えていることからもわかるとおり、中国、インド、バングラデシュ、タイ、ラオスと国境を接し、多くの少数民族を抱えるミャンマーにとっては国民統合を進めるためにも、多様な信仰を認め、多様な文化を受け入れていくことはとても重要なことだ。



写真5 12月のスーパーマーケットでの一場面

一方で、宗教に関する支援や保護のひとつの形として、宗教に関するタブーや伝統的価値観を守るための規制も厳然として存在しており、表現の自由も一部制限されていて、例えば映画。

実はミャンマーは 1920 年に初の劇映画が制作され、今なお年間 160 本程度の国産映画が制作される映画大国でもある。かつては軍事政権により表現の自由は厳しく取り締まられていたが、2011 年の民政移管以降は外国帰りの若者たちが芸術性の高い作品を制作したり、先鋭的な作品を上映するインディペンデント映画祭が開催されたり、映画オタク趣味全開の映画雑誌が創刊されたりするようになっている。映画を所管する情報省もそんな若者達と協力し合い、日本の文化庁や国際交流基金を含む諸外国の機関からの協力を仰ぎながら、ミヤ

ンマー映画を国際水準に引き上げるべく人材育成などに取り組んでいる。

その一方で、1954年に制定された「映画法」により検閲が今なお義務づけられており、特に性描写や暴力描写などとともに宗教に関する表現には規制が強く残っており、例えば、田舎に住む青年僧の日常や葛藤を描いた「The Monk」(2014年)

は諸外国で高い評価を受け日本でも上映されたが、青年僧と女の子の恋愛模様も描かれていることから、戒律の厳しい上座部仏教徒が多数を占めるミャンマー国内では一般公開できていない。また、映画業界団体から要望を受けて、自国の映画産業やミャンマーの伝統的価値観などを守るため、外国映画にミャンマー語字幕やミャンマー語吹替をつけて（つまりは一般の人も容易に観られるような形で）商業上映することも禁じられている。このため、外国映画の鑑賞者層は限定的で日本で大ヒットした「JOKER」や「アナと雪の女王」であっても英語のみでの公開となったため興行的には恵まれず、依然としてコメディやホラーを中心とした国産映画の人气が一般的に高く、国産映画の市場シェアは約70%にも及んでいたりもする。

とはいえ、急速に経済発展や自由化を遂げ、スマートフォンの普及率は約90%にも及ぶ一方で知的財産制度が整備の途上にあるミャンマー。当然ながら、インターネットを通じて、合法、非合法を問わずに外国文化が急速に浸透している。街中にはいまだに伝統衣装のロンジーを履いて顔にタナカという白粉を塗った人々がたくさんいるけれども、長くミャンマーとともに歩んできている方々に話を伺うと、特にヤンゴンでは急速に景色が変わってきていると言う。若者達はジーンズやミニスカートでお洒落してカラオケでK-POPを歌い踊る。大人達もかつては口にしなかったビールやワインを片手にお洒落なレストランで記念撮影した写真をFacebookにアップする。ハロウィンやクリスマスシーズンになるとライトアップされたショッピングモールは家族や友達、恋人で溢れかえる。そんな世界共通の光景を目にする機会も増えてきている。

ミャンマー人青年医師とその妻との愛や疑い、病、そして死別を描き2019年に大ヒットした映画「Now & Ever」はミャンマーニューウェイブの旗手とも言われる女流監督クリスチーナ・キーによるメロドラマであるが、そこで描かれる舞台は日本の「 트렌디드라마」そのもの。外国製の電化製品や家具に囲まれた洗練された邸宅に住み、時には英語で気の利いた会話をする。主人公夫妻は仏教徒と思われるものの夫の元カノはキリスト教会で結婚式をあげる。そんなライフスタイルを憧れの対象として捉える若者たちも増えてきているようだ。



写真6 文化庁事業により招聘した映画人達と東京にて(令和元年10月)

日本の明治維新のような大変革のうねりの中にあるミャンマー。自由を手にし、希望に溢れた老若男女がミャンマーの未来を熱く語っている。社会資本の整備も急速に進み、きっと数年後には街の景色は一変し、後発開発途上国と言われていたことが信じられなくなるだろう。では、文化や人の心はどうなのだろうか。グローバル化の荒波に晒され伝統文化は衰退し、信仰心も薄れていくのだろうか。その確実な答えを僕は持ち合わせていないが、生活の中の信仰をととてもリラックスして受け入れているミャンマー人を見ていると、なんとなく簡単には変わらないんじゃないかと期待も込めて思えてくる。

ミャンマーは大の親日国で日本への旅行は憧れの対象であるのだが、中でも仏教徒のミャンマー人にとって一番人気の観光地は老いも若きも鎌倉。大使館のミャンマー人スタッフが作ってくれる国費留学試験の募集ポスターには鎌倉の大仏がドカンとセンターに入っている。鎌倉の大仏に願えばもう一度日本にいくことができる、という日本人としては涙が出そうな御利益があるとも言われているらしい。いつか日本に行ったら鎌倉の大仏にお祈りして、また鎌倉の大仏に祈りに行きたい。そんなことを自然体で考えるミャンマー人が簡単に伝統を失わないと思うのは僕の願望にすぎないだろうか。



写真7 2020年に渡日する国費留学生の壮行会式典にはやはりロンジーで

なんて、書かせていただきましたが、僕が知っているミャンマーはほんの僅かばかりのこと。間違っていることもあるかもしれません。2018年10月からは観光ビザが不要になり、世界三大仏教遺跡のひとつとも言われるバガンはユネスコ世界文化遺産にもなりました。第二の都市マンダレーは最後の王朝コンバウン王朝の首都であった文化の薫り高き古都。ヤンゴンのことをちょっと田舎扱いしていたりして日本で言えばさながら京都か。他にもユニークな都市や景色、文化がたくさんあります。是非、ミャンマーにお越しいただき、御自分の目で、耳で、肌で、その文化を感じてください。

表 彰

令和元年度 文化庁長官表彰

文化庁では、文化活動に優れた成果を示し、我が国の文化の振興に貢献された方々、又は、日本文化の海外発信、国際文化交流に貢献された方々に対しました。その功績をたたえ文化庁長官が表彰しています。

令和元年度の文化庁長官表彰として、74件（個人74件）を表彰しました。そのうち、宗教関係者は、永年にわたり、宗教者として活動し、日本宗教連盟の理事を務め、我が国の宗教文化の振興等に多大な貢献をした、石上智康氏（元・財団法人日本宗教連盟理事、元・財団法人全日本仏教会理事長）、岡田武夫氏（元・財団法人日本宗教連盟理事、元・日本キリスト教連合会委員長）、安原晃氏（元・財団法人日本宗教連盟理事、元・財団法人全日本仏教会理事長）の皆様です（五十音順）。

表彰式は、令和元年12月6日に文部科学省第2講堂（旧文部省庁舎6階）にて行われました。



表彰式後の記念撮影。左から、岡田武夫氏、宮田亮平文化庁長官、石上智康氏、安原晃氏
(公益財団法人全日本仏教会提供)

行政資料

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）（令和2年2月17日）

（1）宗教法人宛て

元文宗務第120号
令和2年2月17日各文部科学大臣所轄
宗教法人代表役員 殿文化庁宗務課長
南 新 平

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴法人におかれては、平素から宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、骨太方針に基づき、「安心・安全で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で貴法人に専従する職員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、この協力依頼は、マイナンバーカードの取得を強制するものではなく、マイナンバーカードの取得による個人情報の収集を目的とするものでもございません。

また、この協力依頼による呼びかけは、宗教法人に専従する職員等に対して行っていただければよく、当該職員等以外の信者や教師の方々に呼びかけていただくことまで求められるものではございません。

記

- 1) 呼びかけに係る資料を用意しましたので、御活用ください（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。
資料は、そのまま、貴法人のイントラネットへ掲載いただいたり、職員に対しメール添付でお知らせいただいたりできるよう、作成しています。御自由に御活用ください。
- 2) 関連する以下のポスター、リーフレット等を併せてお送りしますので、御自由に御活用ください。〔省略〕
 - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
 - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「こんなとき あってよかった！マイナンバーカード」
- 3) 呼びかけは、できる限り速やかに実施頂ければ幸いです。
- 4) 国では、カードの交付申請について、貴法人等に赴く方式を用意しています。御興味がある法人におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
- 5) 以上のほか、貴法人の実情に応じ、貴法人に専従する職員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。なにとぞ、よろしく願いいたします。

(2) 都道府県宛て

元文宗務第120号
令和2年2月17日

各都道府県
宗教法人事務主管課長 殿

文化庁宗務課長
南 新 平

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（依頼）

平素より宗務行政に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営を改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、骨太方針に基づき、「安心・安全で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から」、「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、別添のとおり、各文部科学省所轄宗教法人代表役員宛てに協力依頼したところですので、貴都道府県におかれても所轄する宗教法人に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて、協力依頼を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年6月4日

デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続きが円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（概要）

別添 1（概要）

令和元年6月4日
デジタルガバメント関係会議

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけたらデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

(1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）

(2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

(1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用等）

(2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目標に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目標に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）

(3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目標に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業等において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）

(3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービス等の積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））

(4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）

(5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）

(6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シートの拡大

① デジタル・ハローワーク・サービス、② デジタル・キャンパス、③ 納税手続きのデジタル化、④ 建設キャリアアップシステムとの連携、⑤ 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥ 公的サービス等での利用拡大、⑦ マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン等の拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント関係会議に報告。

経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

別添2

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. 主要分野ごとの改革の取組

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

⑤ スマート公共サービス

(i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキーブレードと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの活用を図る。

メリットいっぱい マイナンバーカード



ぜひ、申し込んでね！

本人確認の際の公的な
身分証明書になる

コンビニなどで各種
証明書が取得できる

※お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。

確定申告などの手続
がオンラインできる！
(e-Tax)

さらに！

ポイントでお買い物ができる (2020年度実施予定！)

2021年3月(予定)からスタート！

健康保険証として使えるようになる

申し込みはお早めに！



マイナンバーカードの
セキュリティ対策も万全！



顔写真付きのカードだからなりすましを防止します！



●マイナンバーカードのICチップにはプライバシー性の高い個人情報が入っていません！

●不正に読みだそうとすると、ICチップが壊れます！

●個人認証機能はパスワードがないと使えません！



万が一紛失しても、24時間365日利用停止ができます！

申請から交付まで約1か月かかります。混み合うことも
予想されますので、早めの申請をお願いします。

申請方法は
うら面へ



マイナンバーカードの申請って面倒じゃないの？



マイナンバーカードの申請はカンタン！

スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の二次元バーコードを読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録する。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



半分近くの人が
オンラインからの
申請なんだって！



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影。
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

証明用写真機

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元バーコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③ 画面の案内にしたがって必要事項を入力。
- ④ 画面の案内にしたがって顔写真を撮影して送信し、申請完了。

郵便

交付申請書に必要な事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を張り付けて郵送し、申請完了。

スマホでの申請がおすすめ！
カードの仕上がりが早いんだよ！



交付申請書をお持ちでない方は、

- ① 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！
プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、マイナンバーの記入が必要です。
- ② 市区町村窓口でも、交付申請書を再発行しています。
本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバーカード 郵便



マイナンバーについてのお問合せ



マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）

通知カード・マイナンバーカード

050-3818-1250

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

通知カード・マイナンバーカード

Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

マイナンバー制度、マイナポータルのお問合せ

050-3816-9405

マイナンバー制度、マイナポータルのお問合せ

Inquiries about My Number System
0120-0178-26

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30 年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付



マイナンバー
カードの申請
方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

行政資料

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）（令和元年6月18日）

（1）宗教法人宛て

元文宗務第23号
令和元年6月18日

各文部科学大臣所轄
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課長
南 新 平

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

令和元年6月14日に公布された、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）によって、別紙のとおり宗教法人法の一部が改正され、令和元年9月14日から施行されることとなりました。

ついては、これに伴う宗教法人に関する事務については、下記の点に留意の上、取り計らい願います。

記

1. 今回の法改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることを目的として、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要

の規定を整備するものである。

2. これに伴い、宗教法人法第22条に規定される宗教法人の役員の欠格事由のうち、第2項の規定が「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改められた（別紙参照）。
3. よって、令和元年9月14日からは、今回の法改正の趣旨にしたがい、心身の故障がある者について、宗教法人の責任役員等としての適格性、すなわち職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否かを、各宗教法人が個別的、実質的に判断することとなる。なお、宗教法人の責任役員等の職務としては、例えば、予算編成、決算承認、財産処分、借入及び保証、事業管理運営、規則変更、合併及び解散並びに残余財産処分等についての議決参加などが考えられるところである。

(2) 都道府県宛て

元文宗務第23号
令和元年6月18日

各都道府県
宗教学務主管課長 殿

文化庁宗務課長
南 新 平

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

令和元年6月14日に公布された、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）によって、別紙のとおり宗教法人法の一部が改正され、令和元年9月14日から施行されることとなりました。

ついては、これに伴う宗教法人に関する事務については、下記の点に留意の上処理するとともに、貴職が所轄するすべての宗教法人に対する周知方よろしく取り計らい願います。

記

1. 今回の法改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることを目的として、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するとともに、所要の規定を整備するものである。
2. これに伴い、宗教法人法第22条に規定される宗教法人の役員の欠格事由のうち、第2項の規定が「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改められた（別紙参照）。

3. よって、令和元年9月14日からは、今回の法改正の趣旨にしたがい、心身の故障がある者について、宗教法人の責任役員等としての適格性、すなわち職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否かを、各宗教法人が個別的、実質的に判断することとなる。なお、宗教法人の責任役員等の職務としては、例えば、予算編成、決算承認、財産処分、借入及び保証、事業管理運営、規則変更、合併及び解散並びに残余財産処分等についての議決参加などが考えられるところである。

(別紙)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

(令和元年法律第37号)

(宗教法人法の一部改正)

第七十条 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(参考) 新旧対照表（抄）

○宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）（第七十条関係）

新	旧
<p>(役員の欠格事由)</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>三 <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p>	<p>(役員の欠格事由)</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>三 <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p>

行政資料

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）（令和元年10月25日）

（1）都道府県宛て

元文宗務第69号
令和元年10月25日

各都道府県
宗教法人事務担当課長 殿

文化庁宗務課長
南 新 平

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴う宗教法人事務の取扱いについて（通知）

令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）が、本年10月18日に施行されましたが、これに伴う宗教法人事務については、下記の点に留意の上、取り計らい願います。

記

- 1 本政令は、令和元年台風第19号による災害を、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく特定非常災害として指定し、同法第3条から第7条において規定する各種特別措置の適用について定めたものである。

2 令和元年台風第19号による災害の被害者は、政令第2条及び第4条により、令和元年10月10日以後に履行期限の到来する義務について、期限内に履行されなかった場合であっても、令和2年1月31日までに履行された場合は、行政上及び刑事上の責任は問われないこととされた。

したがって、宗教法人法第25条第1項及び第4項、第49条の3第1項、第52条第1項、第53条、第54条、第56条から第58条まで、第59条第1項及び第3項、第60条並びに第61条に規定する義務の履行期限が、令和元年10月10日以後に到来するものについて、令和2年1月31日までに履行された場合は、同法第88条第4号、第5号、第7号及び第9号に規定する過料に処すための措置を行わないこととなる。

(参考)

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（抄）（平成八年法律第八十五号）

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第一百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となった法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2～4 (略)

○令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百二十九号）

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月十日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和三年十月九日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和二年五月二十九日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和四年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○宗教法人法（抄）（昭和二十六年四月三日法律第百二十六号）

（財産目録等の作成、備付け、閲覧及び提出）

第二十五条 宗教法人は、その設立（合併に因る設立を含む。）の時に財産目録を、毎会計年度終了後三月以内に財産目録及び収支計算書を作成しなければならない。

2・3 （略）

4 宗教法人は、毎会計年度終了後四月以内に、第二項の規定により当該宗教法人の事務所に備えられた同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。

5 (略)

(債権の申出の催告等)

第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2～4 (略)

(設立の登記)

第五十二条 宗教法人の設立の登記は、規則の認証書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

2 (略)

(変更の登記)

第五十三条 宗教法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第五十四条 宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(合併の登記)

第五十六条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十七条 第四十三条第一項又は第二項(第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。)の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第五十八条 宗教法人の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第五十九条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に規定する場合を除く。)

主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合 当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内

三 宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週

間以内

2 (略)

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第六十条 宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第六十一条 第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～三 (略)

四 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備付けを怠り、又は同条第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に虚偽の記載をしたとき。

五 第二十五条第四項の規定による書類の写しの提出を怠つたとき。

六 (略)

七 第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

八 (略)

九 第七章第一節の規定による登記をすることを怠つたとき。

十・十一 (略)

宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移（平成26～30年）

年区分	神道系	仏教系	キリスト教系	諸教	合計
26	85,086	77,472	4,693	14,559	181,810
27	85,039	77,400	4,728	14,478	181,645
28	84,990	77,336	4,761	14,410	181,497
29	84,862	77,280	4,768	14,342	181,252
30	84,777	77,210	4,776	14,301	181,064

(注) 毎年12月31日現在の数です。

最新数値の詳細は、文化庁のウェブサイトにて掲載する『宗教年鑑 令和元年版』を御覧下さい。

(掲載場所) ホーム>統計・白書・出版物>白書・年次報告等>宗教年鑑

(URL) https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/hakusho_nenjihokokusho/shukyo_nenkan/index.html

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理等件数（平成27～令和元年）

年区分	所轄庁	設立	規則変更	合併	任意解散	合計	解散命令
27	文部科学大臣	0	48	3	0	51	0
	都道府県知事	68	926	118	92	1,204	4
28	文部科学大臣	4	42	2	0	48	0
	都道府県知事	71	893	134	77	1,175	12
29	文部科学大臣	3	29	2	2	36	0
	都道府県知事	55	898	142	76	1,171	4
30	文部科学大臣	0	44	5	1	50	0
	都道府県知事	51	991	117	103	1,262	3
元	文部科学大臣	0	40	3	1	44	1
	都道府県知事	69	1,007	164	91	1,331	9

(注) 集計期間は、毎年1月1日から12月31日までです。

2 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会委員の異動

- ① 第33期宗教法人審議会の任期満了に伴い、任期中の委員を除き、第34期宗教法人審議会委員については、平成31年4月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命されました（任期は令和3年3月31日まで）。令和元年8月27日開催の第174回宗教法人審議会において、新井誠委員が会長に選出となりました。

第34期宗教法人審議会委員名簿（五十音順）

	○ <u>網中彰子</u>	（日本基督教団横浜明星教会牧師）
会長	○ 新井 誠	（中央大学法学部教授）
	飯島 法道	（思親会会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事）
会長代理	石井 研士	（國學院大學神道文化学部教授）
	○ <u>内田 恭子</u>	（教派神道連合会理事，神道修成派社会部長）
	○ 大橋 真由美	（上智大学法学部教授）
	○ 北澤 安紀	（慶應義塾大学法学部教授）
	九條 道成	（明治神宮権宮司）
	○ <u>穴野 史生</u>	（（公財）日本宗教連盟幹事，教派神道連合会理事，扶桑教代表役員・管長）
	○ <u>田村 愛理</u>	（東京国際大学商学部教授）
	戸松 義晴	（（公財）全日本仏教会事務総長）
	○ <u>中尾 史峰</u>	（本願寺責任役員・執行）
	○ <u>庭野 光代</u>	（立正佼成会次代会長，（公財）新日本宗教団体連合会理事，（公財）世界宗教者平和会議日本委員会理事）
	○ 原田 一明	（立教大学法学部教授）
	○ <u>廣瀬 薫</u>	（日本同盟基督教団理事長，東京キリスト教学園理事長）
	○ <u>本多 端子</u>	（（公社）全日本仏教婦人連盟常務理事，妙清寺責任役員）
	本部 雅裕	（鵜戸神宮宮司。令和元年7月1日から宮崎神宮宮司）
	○ 峰 ひろみ	（首都大学東京法科大学院教授）
	○ 渡辺 雅子	（明治学院大学名誉教授）

（注）○印は今回任命委員（14名）うち下線は新任委員（8名）

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日（2年）

（○印のない委員は任期中）

- ② 九條道成委員の任期満了に伴い、令和元年10月1日付けで、下記の委員が文部科学大臣により任命された（任期は令和3年9月30日まで）。

九 條 道 成 （明治神宮権宮司）

（2）宗教法人審議会の開催状況

第174回宗教法人審議会

- 日 時 令和元年8月27日（火） 16時00分～
- 場 所 文部科学省 旧文部省庁舎2階 文化庁第2会議室
- 議 題
 - （1）会長の選出について
 - （2）宗教法人審議会規則の一部改定について
 - （3）宗教法人審議会の所掌事務等について
 - （4）最近の宗務行政について
 - （5）その他

3 宗教法人向け研修会等の実施状況（令和元年度）

（1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各都道府県共催]

北海道・東北地区

（開催県 秋田県）

○期 日：令和元年11月13日（水）・14日（木）

○場 所：秋田ビューホテル（秋田県秋田市）

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 仙台中税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 秋田県生活環境部県民生活課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

関東甲信越静地区

（開催県 千葉県）

○期 日：令和元年11月5日（火）・6日（水）

○場 所：千葉市文化センター（千葉県千葉市中央区）

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 千葉東税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 千葉県総務部学事課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 税理士法人ゆびすい

（開催県 山梨県）

○期 日：令和元年9月12日（木）・13日（金）

○場 所：ベルクラシック甲府（山梨県甲府市）

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 甲府税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 山梨県県民生活部私学・科学振興課

- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

近畿・中部地区

(開催県 富山県)

○期 日：令和元年10月2日(水)・3日(木)

○場 所：富山県民会館(富山県富山市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」富山税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」富山県経営管理部文書総務課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 和歌山県)

○期 日：令和元年10月8日(火)・9日(水)

○場 所：ダイワロイネットホテル和歌山(和歌山県和歌山市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」堺税務署, 和歌山税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」和歌山県総務部総務管理局総務課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

中国・四国地区

(開催県 鳥取県)

○期 日：令和元年11月26日(火)・27日(水)

○場 所：とりぎん文化会館(鳥取県鳥取市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」広島東税務署

- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 鳥取県総務部行政監察・法人指導課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 広島県)

○期 日：令和元年10月10日(木)・11日(金)

○場 所：広島YMCA国際文化センター(広島県広島市中区)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 広島東税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 広島県環境県民局学事課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

九州地区

(開催県 熊本県)

○期 日：令和元年11月7日(木)・8日(金)

○場 所：TKPガーデンシティ ネストホテル熊本(熊本県熊本市中央区)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 熊本西税務署
- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 熊本県総務部私学振興課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(開催県 鹿児島県)

○期 日：令和元年9月4日(水)・5日(木)

○場 所：公立学校共済組合鹿児島宿泊所 ホテルウェルビュー鹿児島(鹿児島県鹿児島市)

○内容等

- ・ 講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・ 講義「税務の基礎知識」 鹿児島税務署

- ・ 講義「登録免許税の非課税証明等」 鹿児島県総務部学事法制課
- ・ 講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 税理士法人ゆびすい
- ・ 会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」
税理士法人ゆびすい

(2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）[文化庁主催]

○期 日：令和2年2月6日（木）

○場 所：A P 虎ノ門（東京都港区）

○内容等

- ・ 講義「縮小する社会と宗教のこれから—人口減少社会における宗教の課題—」
株式会社寺院デザイン 代表取締役 薄井 秀夫
- ・ 講義「不活動宗教法人の解散命令と清算手続」
富永浩明法律事務所 弁護士 富永 浩明
- ・ 講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁宗務課

○期 日：令和2年2月14日（金）

○場 所：A P 大阪茶屋町（大阪府大阪市北区）

○内容等

- ・ 講義「縮小する社会と宗教のこれから—人口減少社会における宗教の課題—」
株式会社寺院デザイン 代表取締役 薄井 秀夫
- ・ 講義「不活動宗教法人の解散命令と清算手続」
富永浩明法律事務所 弁護士 富永 浩明
- ・ 講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁宗務課

4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（令和元年度）

（1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（宗教法人関係法令等研修会）

[文化庁主催]

○期 日：平成31年4月26日（金）

○場 所：公益財団法人都道府県センター 都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・ 講義「現代日本の宗教概要」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗務行政について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「宗務行政上の留意点」 文化庁宗務課

（2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）

[文化庁・各都道府県共催]

東北・北海道地区

（開催県 福島県）

○期 日：令和元年7月12日（金）

○場 所：チェンバおおまち（福島県福島市）

○内容等

- ・ 講演「我が国の宗教事情について—とくに大学における宗教勧誘 現状と対策—」
東北学院大学文学部総合人文学科教授 川島 堅二
- ・ 講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「神社本庁の不活動神社対策について」
神社本庁総務部神社課
- ・ 事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

関東甲信越静地区

（開催県 静岡県）

○期 日：令和元年7月26日（金）

○場 所：静岡県庁別館（静岡県静岡市）

○内容等

- ・ 講演「現代日本の宗教事情—破壊的カルトの心理学的特徴とそれに傾倒する心理を検
討する—」 立正大学心理学部対人・社会心理学科教授 西田 公昭
- ・ 講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・ 講義「神社本庁の不活動神社対策について」
神社本庁総務部神社課
- ・ 事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

近畿・中部地区

(開催県 京都府)

○期 日：令和元年8月2日(金)

○場 所：地方職員共済組合京都宿泊所 京都平安ホテル(京都府京都市上京区)

○内容等

- ・講演「我が国の宗教事情について―「宗教の公共化」と「カルト問題」の諸相―」
上越教育大学大学院学校教育研究科人文・社会教育学系助教 塚田 穂高
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「曹洞宗(包括宗教法人)が行う不活動宗教法人対策等について」
曹洞宗宗務庁総務部庶務課
- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

中国・四国地区

(開催県 高知県)

○期 日：令和元年8月6日(火)

○場 所：公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館(高知県高知市)

○内容等

- ・講演「我が国の宗教事情について―韓国の宗教・韓国系キリスト教を中心に―」
独立行政法人日本学術振興会 特別研究員PD 新里 喜宣
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「浄土真宗本願寺派における不活動宗教法人対策等について」
浄土真宗本願寺派宗務所寺院活動支援部
- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

九州地区

(開催県 佐賀県)

○期 日：令和元年7月18日(木)

○場 所：公立学校共済組合佐賀宿泊所 グランデはがくれ(佐賀県佐賀市)

○内容等

- ・講演「我が国の宗教事情について」
九州大学人間環境学研究院人間科学部門准教授 飯嶋 秀治
- ・講義「不活動宗教法人対策等について」 文化庁宗務課
- ・講義「天理教における不活動宗教法人整理の取り組みについて」
天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議(認証事務関係・不活動宗教法人対策関係)

5 宗教法人向け研修会の実施予定（令和2年度）

（1）概要

文化庁では、全国の宗教法人等の法人事務担当者を対象として、宗教法人としての意識の徹底及び事務処理能力の向上を図り、もって宗教法人の管理運営の適正化に資するため、例年9月から11月にかけて、「宗教法人実務研修会」を実施しています。令和2年度の各地域における開催予定県は、次表のとおりで、いずれも文化庁と開催県との共催です。開催日及び会場は、決定次第、文化庁のウェブサイトにてお知らせします。

（掲載場所）ホーム> 政策について> 宗教法人と宗務行政>
宗教法人実務研修会についてのお知らせ

（URL） <https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kenshukai.html>

- ① 1日目は「宗教法人の管理運営」等の講義、2日目は「宗教法人の会計・税務」等の講義を行います。いずれか1日のみの参加も可能です。参加費は無料で、テキスト等も無償で配布します。その他の経費については、参加者の負担となります。
- ② 各会場とも席に限りがあるので、参加を希望する場合は、事前に各開催県の連絡先へ確認をお願いします。
- ③ 研修日程は、1日目は13時00分～16時50分（12時00分受付開始、12時30分～12時55分DVD「宗教法人の管理運営」上映（視聴は自由））、2日目は10時00分～15時00分（9時30分受付開始）を予定していますが、変更が生じる場合もありますので、あらかじめ了承下さい。
- ④ 日程が合わない場合は、他の開催県の担当部署（連絡先を参照）との相談により、他の地区の研修会に参加できる可能性がございます。

地区	開催県	連絡先（令和2年3月現在）
北海道・東北 （北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）	山形県	山形県総務部 学事文書課私学宗務担当 電話：023（630）2191
関東甲信越静 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）	茨城県	茨城県総務部 総務課法制担当 電話：029（301）2239
	静岡県	静岡県経営管理部総務局 法務文書課法人班 電話：054（221）3280
近畿・中部 （富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、	愛知県	愛知県県民生活部学事振興課 宗教法人・学事グループ 電話：052（954）6185

大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)	京都府	京都府文化スポーツ部 文教課経営支援・宗教法人担当 電話：075 (414) 4522
中国・四国 (鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知)	香川県	香川県総務部 総務学事課私学・宗務グループ 電話：087 (832) 3058
	高知県	高知県総務部 法務課法人指導・行政不服審査担当 電話：088 (823) 9160
九州 (福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)	福岡県	福岡県総務部 行政経営企画課宗教班 電話：092 (643) 3126
	宮崎県	宮崎県総合政策部 みやざき文化振興課文教担当 電話：0985 (26) 7118

(2) 宗教法人実務研修会の講義資料の提供について

令和元年度の宗教法人実務研修会で配布した講義資料について、残部があります。希望する方は、下記の方法で申し込んで下さい。原則として、一人につき講義資料等 1 セット (計 2 点) をお送りします。

提供する講義資料等

- 1 セット
- | |
|----------------------------------|
| 1. 冊子『宗教法人実務研修会資料』(A5 判 206 ページ) |
| 2. 冊子『宗教法人の会計・税務』(A4 判 81 ページ) |

申込み方法

1 セットの場合は、350 円分の切手を貼った返信用の封筒 (角型 2 号が適当) を下記連絡先まで送付して下さい。返信用封筒の表書きには、送付先の住所及び御氏名とともに、左端に「ゆうメール」と朱書きすることとして、当方へ送る封筒の表 (左端) には「研修会講義資料等希望」と朱書きして下さい。

2 セット以上の場合は、宅配便の着払い伝票に必要事項を記載の上、封筒で下記連絡先へ送付して下さい。また、上記と同様に、当方へ送る封筒の表 (左端) には「研修会講義資料希望」と朱書きして下さい。

連絡先

文化庁宗務課宗教法人室法人係

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

6 東日本大震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(令和2年3月31日現在)

	宗教法人名(当該法人の包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務官庁	指定期間
1	浅間神社 (神社本庁)	千葉県松戸市小山 664 番地	千葉県	平成 23 年 9 月 15 日 ～平成 25 年 12 月 31 日
2	笠間稻荷神社 (神社本庁)	茨城県笠間市笠間 39 番地	茨城県	平成 23 年 9 月 28 日 ～平成 26 年 9 月 27 日
3	芳林寺 (曹洞宗)	埼玉県さいたま市岩槻区本町 1 丁目 7 番 10 号	埼玉県	平成 23 年 10 月 6 日 ～平成 26 年 9 月 30 日
4	鹿島神宮 (神社本庁)	茨城県鹿嶋市大字宮中 2306 番地 1	茨城県	平成 23 年 10 月 13 日 ～平成 25 年 10 月 13 日
5	須賀神社 (神社本庁)	千葉県野田市野田 31 番地	千葉県	平成 24 年 9 月 1 日 ～平成 24 年 12 月 15 日
6	願成寺 (日蓮宗)	茨城県高萩市赤浜 106 番地	茨城県	平成 24 年 12 月 20 日 ～平成 25 年 7 月 31 日
7	西明寺 (真言宗豊山派)	栃木県芳賀郡益子町大字益子 4469 番地	栃木県	平成 25 年 1 月 11 日 ～平成 25 年 12 月 31 日
8	小松寺 (真言宗智山派)	茨城県東茨城郡城里町上入野 3912 番地	茨城県	平成 25 年 5 月 21 日 ～平成 28 年 5 月 20 日
9	鹿嶋神社 (神社本庁)	茨城県日立市大久保町 2 丁目 2 番 11 号	茨城県	平成 25 年 9 月 27 日 ～平成 28 年 9 月 26 日
10	日本基督教団水戸中央教会 (日本基督教団)	茨城県水戸市大町 3 丁目 3 番 18 号	茨城県	平成 25 年 10 月 12 日 ～平成 28 年 10 月 11 日
11	津龍院 (曹洞宗)	宮城県本吉郡南三陸町歌津字館浜 69 番地	宮城県	平成 25 年 12 月 27 日 ～平成 27 年 9 月 30 日
12	佐竹寺 (真言宗豊山派)	茨城県常陸太田市天神林町 2404 番地	茨城県	平成 25 年 12 月 17 日 ～平成 28 年 12 月 16 日
13	大國魂神社 (神社本庁)	福島県いわき市平菅波字宮前 54 番地	福島県	平成 25 年 12 月 28 日 ～平成 27 年 9 月 30 日
14	洞福寺 (曹洞宗)	宮城県石巻市谷川浜中井道 7 番地	宮城県	平成 26 年 6 月 19 日 ～平成 28 年 2 月 29 日
15	日輪寺 (曹洞宗)	東京都文京区小日向 1 丁目 4 番 18 号	東京都	平成 27 年 4 月 25 日 ～平成 30 年 4 月 24 日

16	八雲神社 (神社本庁)	宮城県石巻市鹿又字町 浦 96 番地	宮城県	平成 27 年 10 月 7 日 ～平成 30 年 3 月 31 日
17	願成寺 (浄土宗)	福島県喜多方市上三宮 町上三宮字籬山 833 番地	福島県	平成 28 年 6 月 29 日 ～平成 31 年 6 月 28 日
18	称法寺 (浄土真宗本願寺派)	宮城県石巻市門脇町 3 丁目 7 番 4 号	宮城県	平成 29 年 1 月 5 日 ～平成 30 年 7 月 31 日
19	孝勝寺 (日蓮宗)	宮城県仙台市宮城野区 榴岡 4 丁目 11 番 11 号	宮城県	平成 29 年 2 月 18 日 ～平成 32 年 2 月 17 日
20	水雲山潮音寺 (法相宗)	茨城県潮来市日の出町 4 丁目 7 番地	茨城県	平成 29 年 3 月 15 日 ～平成 32 年 3 月 14 日
21	皇祖皇太神宮 (単立)	茨城県北茨城市磯原町 磯原 835 番地	茨城県	平成 29 年 3 月 31 日 ～平成 32 年 3 月 30 日
22	普誓寺 (真言宗智山派)	宮城県石巻市中浦 2 丁 目 2 番 5 号	宮城県	平成 29 年 4 月 1 日 ～平成 32 年 3 月 31 日
23	湊神社 (神社本庁)	宮城県名取市閑上 2 丁 目 3 番 17 号	宮城県	平成 30 年 3 月 29 日 ～平成 33 年 3 月 28 日
24	江岸寺 (曹洞宗)	岩手県上閉伊郡大槌町 末広町 10 番 11 号	岩手県	平成 30 年 6 月 30 日 ～平成 33 年 3 月 21 日
25	同慶寺 (曹洞宗)	福島県南相馬市小高区 小高字上広畑 246 番地	福島県	平成 31 年 2 月 2 日 ～平成 34 年 2 月 1 日
26	少名彦神社 (神社本庁)	岩手県一関市新町 3 番 1-2 号	岩手県	平成 31 年 3 月 5 日 ～平成 34 年 3 月 4 日
27	津島神社 (神社本庁)	宮城県登米市迫町佐沼 字佐沼 141 番地	宮城県	平成 31 年 3 月 18 日 ～平成 34 年 3 月 17 日
28	宝塔寺 (日蓮宗)	茨城県日立市西成沢町 2 丁目 11 番 2 号	茨城県	平成 31 年 3 月 27 日 ～平成 34 年 3 月 26 日
29	西藏寺 (曹洞宗)	宮城県石巻市北上町十 三浜字白浜 47 番地	宮城県	令和元年 10 月 2 日 ～令和 2 年 5 月 31 日

7 平成28年熊本地震に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた宗教法人の一覧

(令和元年12月31日現在)

	宗教法人名(当該法人の包括宗教法人)	主たる事務所の所在地	主務官庁	指定期間
1	阿蘇神社 (神社本庁)	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 3083 番地 1	熊本県	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日
2	常通寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市西区二本木 3 丁目 12 番 45 号	熊本県	平成 29 年 2 月 9 日 ～平成 32 年 2 月 8 日
3	熊本県護国神社 (神社本庁)	熊本県熊本市中央区宮内 3 番 1 号	熊本県	平成 29 年 2 月 22 日 ～平成 32 年 2 月 21 日
4	宮地神社 (神社本庁)	熊本県熊本市南区域城南町宮地 935・936 番地	熊本県	平成 29 年 3 月 30 日 ～平成 32 年 3 月 29 日
5	熊本城稲荷神社 (神社本庁)	熊本県熊本市中央区本丸 3 番 13 号	熊本県	平成 29 年 5 月 9 日 ～平成 32 年 5 月 8 日
6	臨光寺 (真言宗御室派)	熊本県玉名郡南関町大字豊永 1769 番地	熊本県	平成 29 年 12 月 19 日 ～平成 31 年 3 月 30 日
7	浄行寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市南区川尻 1 丁目 5 番 87 号	熊本県	平成 30 年 1 月 30 日 ～平成 31 年 4 月 30 日
8	光照寺 (真宗大谷派)	熊本県宇城市豊能町糸石 2249 番地	熊本県	平成 30 年 3 月 20 日 ～平成 33 年 3 月 19 日
9	金峯山神社 (神社本庁)	熊本県熊本市西区河内岳 1882 番地 1881 番地	熊本県	平成 30 年 6 月 14 日 ～平成 32 年 11 月 30 日
10	正教寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市中央区新町 3 丁目 10 番 29 号	熊本県	平成 30 年 7 月 5 日 ～平成 30 年 8 月 10 日
11	山崎菅原神社 (神社本庁)	熊本県中央区桜町 1 番 18 号	熊本県	平成 30 年 9 月 19 日 ～平成 33 年 11 月 5 日
12	教法寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県阿蘇市狩尾 1727 番地	熊本県	平成 30 年 11 月 6 日 ～平成 33 年 11 月 5 日
13	白山姫神社 (神社本庁)	熊本県阿蘇郡西原村大字河原字門出 750 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 15 日 ～平成 32 年 3 月 25 日
14	光国寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県宇土市定府町 7 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 21 日 ～平成 33 年 12 月 20 日
15	福成寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県宇土市走瀧町字江越 802 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 21 日 ～平成 33 年 12 月 20 日

16	淨喜寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県南区城南町下宮 地 764 番地	熊本県	平成 30 年 10 月 3 日 ～平成 33 年 10 月 2 日
17	善教寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市中央区東 阿弥陀寺町 41 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 26 日 ～平成 33 年 12 月 25 日
18	皆乗寺 (真宗大谷派)	熊本県上益城郡益城町 大字福原 1059 番地	熊本県	平成 30 年 11 月 30 日 ～平成 33 年 11 月 29 日
19	中郡甲斐神社 (神社本庁)	熊本県上益城郡嘉島町 大字上六嘉 2243 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 14 日 ～平成 33 年 12 月 13 日
20	西岡神宮 (神社本庁)	熊本県宇土市神馬町 577 番地	熊本県	平成 30 年 12 月 28 日 ～平成 33 年 12 月 27 日
21	淨福寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市東区沼山 津 3 丁目 8 番 55 号	熊本県	令和元年 7 月 9 日 ～令和 4 年 7 月 8 日
22	宝林寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県宇土市松山町 2608 番地	熊本県	令和元年 8 月 29 日 ～令和 4 年 8 月 28 日
23	安楽寺 (浄土真宗本願寺派)	熊本県熊本市南区城南 町赤見 1557 番地	熊本県	令和元年 9 月 19 日 ～令和 4 年 12 月 24 日
24	木山神宮 (神社本庁)	熊本県上益城郡益城町 大字木山 281 番地	熊本県	令和元年 11 月 21 日 ～令和 4 年 11 月 20 日
25	宮山神社 (神社本庁)	熊本県阿蘇郡西原村大 字宮山 439 番地	熊本県	令和元年 11 月 22 日 ～令和 3 年 5 月 31 日
26	本妙寺 (日蓮宗)	熊本県熊本市西区花園 4 丁目 13 番 1 号	熊本県	令和元年 12 月 25 日 ～令和 4 年 12 月 24 日

編集後記

- 『宗務時報』は、昭和39年に創刊されました。それから56年後の令和2年に、カラー印刷の誌面に改めました。お気づきの点や読みたい記事など、どのようなことでも結構ですので、御意見や御感想などをお寄せいただければ幸いです。
- 昭和39年と令和2年はオリンピックイヤーです。宗教界の皆様にとりまして、様々な関わりがあるかと思えます。「スポーツと宗教」は、古今東西の宗教文化で見られます。この機会に、再認識をしてみたいと思えます。
- 今号で外部から寄稿いただいた、ブリティッシュ・カウンシルのアーツ部長湯浅真奈美様、執筆者の榎本市子様、写真家の阪本博文様には、御礼を申し上げます。
また、文化庁地域文化創生本部の朝倉由希研究官と吉野亨芸術文化調査官、文部科学省国際統括官付（日本ユネスコ国内委員会事務局）企画係の原田真佑係長と栗林啓介係員、文部科学省官民協働海外留学創出プロジェクト広報・マーケティングチームの西川朋子リーダー、在外公館出向中の堀口昭仁書記官にも、局課を越えて助力をいただきました。
ヤマノ印刷株式会社の皆様には、誌面のデザインと印刷で協力をいただきました。皆様どうもありがとうございました。



文化庁広報誌「ぶんかる」キャラクター ぶんちゃん

(<https://www.bunka.go.jp/prmagazine/>)

宗務時報 No. 124

発行日 令和2年3月31日

編集・発行 文化庁宗務課

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

電話 03(5253)4111(代表)

印刷 ヤマノ印刷株式会社



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan